

官報

平成十三年六月十五日

○第百五十一回 参議院會議錄第三十二号

平成十三年六月十五日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成十三年六月十五日

午前十時開議

- 第一 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(衆議院提出)
- 第五 基礎技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 二、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部

平成十三年六月十五日 参議院會議錄第三十二号

を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議長第百七番、比例代表選出議員、金石清禪君。

(金石清禪君起立、拍手)

○議長(井上裕君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、金石清禪君を財政金融委員に指名いたします。

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。遠山文部科学大臣。

(国務大臣遠山文部科学大臣、拍手)

○国務大臣(遠山文部科学大臣) ただいま議題となりました三法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

新議員の紹介 議事日程追加の件 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

今日の教育改革を進めていくためには、学校教育、社会教育及び地方教育行政の各般にわたる改革を進めていくことが必要であります。このような観点から、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法及び社会教育法の三法について改正法案を提出することとした次第であります。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい地方教育行政制度を実現するためには、教育委員会が、地域住民や保護者の意向をより一層的に把握し、その信頼にこたえて責任を果たすよう改善を図ることが必要であります。

この法律案は、このような観点から、第一に、教育委員会の活性化を図るため、教育委員会の委員の構成に配慮すべきことや、教育委員会の会議を原則公開とすること、また、教育行政に関する相談体制の整備を図ることとともに、教職員の人事に関する校長の意見をより一層反映させることについて、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、都道府県教育委員会は、児童生徒に対する指導が不適切であり、研修等必要な措置が講じられなかったとしても指導を適切に行うことのできる市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き都道府県の教員以外の職に採用することができるようになっております。

第三に、教育委員会が、地域住民や保護者の意向、生徒の進路希望等を踏まえながら、公立高等学校の通学区域をより弾力的に設定できるようにするため、これに係る規定を削除し、通学区域の設定を教育委員会の主体的判断にゆだねることとしております。

次に、学校教育法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

学校教育については、児童生徒の社会性や豊かな人間性を培う観点から、また、一人一人の能力、適性に応じた教育を進め、その能力の伸長を図る観点から、さらには、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るなどの観点から、その改善及び充実を図ることが必要であります。

このため、この法律案は、第一に、小学校、中学校、高等学校等において、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実を図るとともに、その実施に当たり、関係団体及び関係機関との連携に配慮することとしております。

第二に、小学校及び中学校における出席停止制度について要件を明確化し、手続に関する規定を整備するとともに、出席停止期間中の学習の支援等の措置を講ずることとしております。

第三に、大学が特にすぐれた資質を有すると認める者は、高等学校を卒業した者等でなくても、対象分野を問わず、当該大学に入学させることができることとするともに、大学院へも優秀な成績を修めた者が飛び入学できることとするほか、大学には夜間において授業を行う研究科及び通信による教育を行う研究科を置くことができることを明確化し、あわせて名誉教授について所要の改正を行うこととしております。

第四に、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる寮母の名称を寄宿舎指導員に改めるものであります。

なお、衆議院におきまして、小学校等で充実に努めるものとされている社会奉仕体験活動の例としてボランティア活動を規定するとともに、飛び入学をさせることができる大学の要件について規定することと内容とする修正が行われております。

次に、社会教育法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の都市化、核家族化等に伴い、家庭や地域の教育力の低下が懸念されておりますが、二十世紀を担う心豊かなたくましい子供たちを育てるためには、家庭や地域の教育機能を高めること

が不可欠となっております。

この法律案は、このような観点から、第一に、教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を規定するとともに、社会教育委員等に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱することができるようにしております。

第二に、教育委員会の事務として、青少年に対し社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を規定することとしたしておりますが、この規定につきましては、衆議院において、社会奉仕体験活動の例としてボランティア活動を規定することを内容とする修正が行われております。

第三に、社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和し、社会教育に係る事業における業務であつて文部科学大臣が指定するものに従事した期間を評価できるようにすることとしたしております。

第四に、国及び地方公共団体が、社会教育に関する任務を行うに当たって、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする旨を規定することとしたしております。

以上が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。佐藤泰介君。

(佐藤泰介君登壇、拍手)

○佐藤泰介君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました地教法一部改正案、学校教育法一部改正案、社会教育法一部改正案について、総理並びに文部科学大臣に質問をいたします。

まず、質問に入る前に、去る六月八日、池田市の大阪教育大学附属池田小学校での悲惨な事件は、社会、特に子供たちや保護者、教育関係者に強い衝撃を与えたことは言うまでもありません。今後、この事件に遭遇した子供たちはもとより、周辺の小学校、そして全国の小学生に対する早急なケアを考え、実施しなければなりません。特に、岩手県の小学校で実施された、一年生を対象とした、不審者に変装した警察官による避難訓練などによる子供たちの恐怖感を助長することが、どのような結果を生むかは明白なものです。今後、ケア等の実施に関しても、早急に、そして慎重な取り組みをお願いしたいと思います。しかし、文部科学大臣がこの問題について何ら触れなかったことは極めて残念だと思います。このことを申し上げておきます。

それでは、質問を行います。

まず、法案の内容に入る前に、今回の改正案が提案に至るまでの疑問点を総理に伺います。

政府三法案の基礎となつてゐるのは、昨年十二月に発表された教育改革国民会議報告であります。教育改革国民会議は森首相の私的諮問機関であり、その報告は私的な報告と言ふべきものであります。これは重要な法律案が、私的機関の報告に基づいてつくられていることに大きな疑問を覚えます。

かつて、中曽根内閣当時、中曽根氏は、みずから私的諮問機関である文化と教育に関する懇談会報告を前面に出すことなく、国会の審議を通じて臨時教育審議会を設置するという手順を踏みました。臨時教育審議会にしろ中央教育審議会にしろ、法的な機関として位置づけられております。

しかし、前総理の私的諮問機関である教育改革国民会議は何ら法的根拠を持たない勉強会にすぎないにもかかわらず、今回の改正は、この私的な報告を首相の指揮監督権によって行うという前代未聞の手法がとられました。それだけでも十分にこの改正法案は問題があると言えますが、法案が

国会に提出された後に総理大臣に就任した小泉総理が、この前総理の私的な報告をベースにした法案をそのまま引き継いでいることも大変おかしな話です。

さらに、青少年の奉仕活動、体験活動等を四月十一日に中央教育審議会に諮問されておられますが、その答申すら出ていない段階で、今回議題となつてゐる三改正法案のうち、学校教育法一部改正案、社会教育法一部改正案にこのことが組み込まれていることも本末転倒ではありませんか。総理は、総理大臣就任後、私が総理になつたことは政権交代と同じ意味合いを持つてゐるとおっしゃいました。政権交代が行われたのなら、当然、前政権の形見とも言える三法案は一たん取り下げ、小泉内閣のもとで新たな法案を作成するのが筋ではありませんか。総理のお考えをお聞かせます。

また、総理自身もさきの衆議院予算委員会での今の子供たちはかわいそうだ、私の小学校時代は学校から帰るとほとんど遊んでいた、めんこ、ビー玉、べいこま、セミとり、トンボとり、鬼ごっこ、勉強したことはほとんどないと述べられてゐます。総理が真剣に今の子供たちのことを考え、教育改革に取り組んでいただけるのなら、今の教育体制を支える、学校教育、社会教育、教育行政の基本法であるこれら三法を継ぎはぎ改正するのではなく、根本的に見直す改革が今必要なのではないでしょうか。

これまで、多くの内閣が教育改革を言い、内閣がかかわるたびに教育改革と称してこれらの重要な法案が部分改正されてきました。そして、そのたびに教育現場の混乱を招き、改革の実効は上がってきていません。

教育は、自己の人格の完成を実現していく基礎となる能力を身につけさせるために必要不可欠な営みであるとともに、次代の日本と世界を担う子供たちを導く極めて重要な事業です。それだけに、課題を明確にして、部分改正ではなく、国民

的な合意を得ながら、着実に教育法体系を総合的に見直し、改革を進めていくことが求められているのです。

総理、今回の改正で、学校が変わる、教育が変わると本当にお考えでしょうか。御所見をお聞かせください。

次に、各法案について質問をいたします。

まず、地教法改正案です。

同法案では、いわゆる指導が不適切な教員の転職について規定しております。文部科学省のパンフレットの中で、このような教師は「教壇に立たせない」というレッテルを張るような記載がされています。ここまで厳しい表現をとるのであれば、わざわざこのような法改正を行わずとも、地方公務員法第二十八条では、「その職に必要な適格性を欠く場合は免職などが措置できる規定となつており、なぜこの法律を適用しないのでしょうか。地方公務員法では、任命権者の責任性が問われることとなりますが、今回の改正法案では、基本的には教員の養成や採用、研修などについて任命権者の責任は問われません。ここには、問題教員はよく追放し、みずからの責任はうやむやにしたいという行政側の本音が隠されているのではないのですか。

また、改正案では恣意的な運用の懸念も払拭できません。公平で透明性ある客観的な基準や第三者による判定基準などは法文に明記されていないのでしょうか。さらに、このような処分は地方公務員法の不利益処分当たり、不服申し立ての対象となると考えますが、念のため確認させていただきます。

今日の学校現場は、社会や子供たちの変化などにより指導の困難性が増し、教員の心身の負担は極限に達しております。このような実態の中で、もし仮に教員の一面的な部分のみをとらえて指導性が不適切との理由で転職させる事態になれば、これまで意欲的に教職に取り組んできた者まで萎縮させる結果にならないとも限りません。これら

の点について、文部科学大臣はどのようにお考えでしょうか。

同法案の通学区域にかかわる規定の削除も疑問があります。確かに、地方分権の観点から見ると、通学区域の設定を設置者の自主的な判断にゆだねるというのによいことだと考えます。しかし、その結果、競争の激化や学区の拡大、全県一学区などによる混乱を招くのではないかと懸念があります。この点について、文部科学大臣はどのように認識されておられますか。

次に、学校教育法改正案について伺います。

同法案では、児童生徒の問題行動への適切な対応として、出席停止に関する規定が定められています。教育改革国民会議では、「問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない」と提言されており、出席停止などの措置をとるというのはいかにも対応療法的ではないのでしょうか。

子供たちの問題行動は、社会や家庭教育、子供同士、教員と子供との関係などさまざまな背景に起因していることは明らかです。問題を起こす子供を原因と見るのではなく、結果と見ることが重要なのではないのでしょうか。問題行動を起こす子供を排除し、学校への登校を禁止し、家庭に帰すだけで問題の解決にはなりません。

また、問題と言われる児童生徒を担当しながら、現場で問題解決に取り組む多くの教員がいることも事実です。このような教員たちの実例をリサーチし、広く共有できるような仕組みを整えることも重要な課題であります。

これらの点について、文部科学大臣はどのようにお考えでしょうか。

同法案では、大学制度の弾力化と称し、飛び入学制度の拡大を予定しています。飛び入学制度は、教育上の特例措置として、現在、千葉大学と名城大学でくわすかの人数を対象に取り組まれております。これらの大学がまだ同制度による卒業生も出ておらず、同制度に対する評価が定まら

ないうちに、飛び入学制度を拡大するのはいかにも拙速な制度改正であると言えます。

衆議院における修正は当然であるといえ、高校教育の意義などを全く検討しないままこのような制度改正をするのは、六三三四制の学校制度の根幹にもかかわる問題に発展しかねず、慎重な対応が求められると考えますが、文部科学大臣の御所見を伺います。

次に、学校教育法及び社会教育法改正案で明文化されている社会奉仕体験活動について伺います。

奉仕活動とは、一般的に滅私奉公をイメージし、いわゆるボランティア活動とは似て非なるものです。私たちは、子供たちの自主性を尊重したボランティア活動をどのように大人としてバックアップするべきかという観点から政策を考えるべきであり、子供の意思とは関係のない強制的形による奉仕活動は非常に問題が多いと考えます。

この点について、文部科学大臣はどのようにお考えでしょうか。

最後に、総理は、恐れず、ひるまず、とらわれず改革を断行していくと決意を述べられました。今、教育改革に必要なことは、滅私奉公を基調とする森前総理の教育改革にとらわれず、財政面でも厳しい時期ではありますが、教育は未来への先行投資であることは歴代内閣も表明しています。

総理が引用された小林虎三郎の逸話によれば、未来への投資は、米百俵だけでなく、米万俵でもひるまず、恐れず財政措置を講じ、教育改革を断行することだと私は思います。

総理の真摯な取り組みを切望して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 佐藤議員にお答えいたします。

答弁に先立ちまして、過日、大阪府池田市の小学校において発生いたしました事件によって亡くなられたお子様たちに、心から御冥福を祈りたい

と思います。また、御家族の方々の思いを思いますと、何とも申し上げようもございません。心よりお悔やみを申し上げたいと思います。また、被害に遭われた方々に対してお見舞い申し上げるとともに、一日も早い御回復を願っております。

今後、このような事件をいかに防ぐか、また子供たちが安心して学ぶ場である学校でこのような事件が起きたことはまことに痛ましい限りでございますので、今後、あるべき対応についても真剣に検討していきたいと思っております。

御質問でございますが、今回の三法案を取り下げて新たな法案を作成すべきではないかというお尋ねでございます。

森前総理が教育改革を重視され真剣に取り組んでいた成果がこの三法案でございます。私は、いもいもは引き継いでいきたいと思っております。そういう意味におきまして、この三法案の趣旨といえますか目的というのは、豊かな人間性の育成や多様な個性、才能を伸ばす教育を進めるということでございますので、この法案の成立に私も全力で取り組んでいきたいと思っております。

今回の改正で学校が変わる、教育が変わると思っておりますかとお尋ねでございますが、平成十三年度予算においては、少人数指導を可能とする教職員定数の改善や体験活動を促進するための子どもめもめ基金の創設など教育改革関連予算を盛り込み、その着実な実行に取り組んでおります。

さらに、専門的な検討を要する事項については、中央教育審議会において検討を行い、その成果を踏まえ実行したいと考えております。

このような施策を通じて、現状打破といえますか、学校をよくして教育を変えていきたい、そういうふうな思っております。

教育改革に対する決意についてであります。私も米百俵精神ということを示すべしでしたが、この根柢はやはり教育の重要性を説いたものだと思っております。あのような貧しく飢えていたときにおいても、その場をしのぐ、飢えをしのぐこ

とよりも、将来を見詰めた人材の育成が大事だからこそあの米百俵を売って学校を建てたという、今の百俵よりあすの千俵、万俵を目指して人づくりの重要性を説いたものだと思っております。

そういう意味においては、企業は人なりという言葉がございまして、人づくり、国づくりの前提は人づくりだと思っております。あらゆる面において人づくりが大事だということを認識しながら、今後とも、学ぶ意欲のある方に対してはできるだけその場を提供し、生きがいと働きがいを持って取り組むことができるような社会をつくるのが私は大事ではないかと思っております。

そういう意味においても、教育の重要性を真剣に考え、教育改革に今後とも全力で取り組んでいきたいと思っております。

残余の質問は、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(国務大臣遠山敦子君登壇、拍手)
○国務大臣(遠山敦子君) 佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問への答弁の前に、大阪教育大学附属池田小学校の件では、ただいま総理がお話しになりましたとおり姿勢で対処してまいりたいと思っております。文部科学省といたしましては、目下、関係者の心のケアの問題として学校再開に向けての必要な措置について、全面的にこれをサポートしてまいりたいと思っております。

同時にまた、全国の小中学校での安全確保につきましては、私も、地元の取り組みをサポートしながら、全力を挙げて日本の学校が安全にかつ安心して過ごせる場所になるために努力をしてまいりたいと思っております。どうぞ先生方の今後の御指導及び御支援をお願いしたいと思います。

御質問の件でございますが、第一に、指導が不適切な教員に、地方公務員法の活用及び任命権者の責任についての指導をさせていただきます。教員の職務は児童生徒の人格形成に重大な影響を与え得るものでありますことから、指導が不適切な

教員への対応は適切な教育を確保する上で大変重要な課題であります。

このような観点から、指導が不適切な教員のうち分限処分に該当する者につきましては、これまでどおりその処分を行うべきでありまして、本法律案の措置の対象からは除くこととしたしております。今回の改正では、分限処分に至るほどではないものの、指導が不適切な教員を対象にすることとしております。

都道府県教育委員会は、指導が不適切な教員が生じないように、当然のことながら、採用、研修等を通じて教員の資質能力の向上に努めることが必要でありますとともに、このような教員が生じた場合には、指導に当たらせないよう、分限処分や本法律案の措置等を適切に行うことによって責任を果たすことが必要と考えております。

また、客観的な基準や判定審査等についてのお尋ねでございますが、まず、本法律案の措置を適用する場合の基準については、その対象となる教員の要件を法律上明示しているところでありまして、また、この措置が適正かつ公平に行われようように、要件に該当するかどうかを判断するための手続について、教育委員会規則で定めることを法律上義務づけております。

この手続の具体的内容は、各都道府県教育委員会が定めるものではあります。我が省といたしましては、必要な手続として、判定委員会を設けることなどを指導してまいりたいと考えております。

さらに、不適切教員についての措置が不服申し立ての対象となるかという点につきましては、本法律案の措置について不服がある場合には、地方公務員法第四十九条の二に基づいて、人事委員会に対し不服申し立てを行うことが可能であります。

続いて、今回の措置は教員を萎縮させるのではないかとのお尋ねですが、本法律案においては、措置の対象となる教員を、児童生徒に対す

る指導が不適切であること、研修等必要な措置が講じられたとしてもなお指導を適切に行うことができないこと、いずれの要件にも該当する者に限定するとともに、要件に該当するかどうかを判断するための手続について、教育委員会規則で定めることを義務づけております。

本法律案は、このような内容を盛り込んだものでありまして、児童生徒に対する適切な教育を確保することをねらいとしたものでありまして、教員を萎縮させるものではないと考えております。

次に、高等学校の通学区域についてのお尋ねでございますが、今回の改正は、地方分権を一層進めるといふ観点に立って、通学区域の設定につきましては各教育委員会の判断にゆだねることとしたものでありまして、これによって学区の拡大や全県一学区をねらいとするものではございません。

一方、これからの高等学校教育におきましては、多様な生徒の実態に対応して、生徒の個性を最大限に伸ばすために、多様な特色ある学校づくりが必要でございます。各教育委員会におきましては、それぞれの地域の高等学校教育のあり方を基本に置きながら、地域の実情を十分に踏まえて適切に対応されるものと考えております。

さらに、出席停止についてのお尋ねであります。問題行動の原因、背景につきましては、さまざまな要因が複雑に絡み合い発生していると考えられます。このため、問題行動の対応に当たりましては、学校において全教職員が一致協力して生徒指導に当たりますとともに、家庭や関係機関と十分連携するなど、日ごろからの生徒指導を充実することがますます大事なことは、まさにそのとおりと考えております。

しかしながら、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合には、出席停止とすることも必要であります。今回の法改正は、この出席停止制度について一層適切な運用を期するものでございます。

次は、教員の実践例の共有についてのお尋ねでございます。問題行動への適切な対応を進めるために、文部科学省や教育委員会では、従来から、学校におきまして取り組みなどの普及に努めてきたところでございます。問題の解決には、もとよりそれぞれの学校が工夫をし、そしてそれぞれの実情に照らした取り組みを行うことが大切でございますが、しかし、実践例を共有していくことは、御指摘のとおり大変大切なことであると考

えます。

そのために、今後とも、国立教育政策研究所の生徒指導研究センターが中心となって、問題行動の背景、要因や効果的な取り組みなどについて調査研究を進め、学校現場に対し実践例や研究成果を提供するよう一層努力してまいります。

飛び入学についてのお尋ねでございますが、今回の法改正をしまして、高校を卒業してから大学に入学するのが原則という現行制度の基本が変更されるものではございません。また、これまでの実施状況からいたしましても、大学側のしつかりした受け入れ体制や高校側との密接な連携など、適切な運用が確保されますれば問題はないものと考えております。

さまざまなすぐれた資質を持つ子供たちの才能を伸ばしていくためにも、できるだけ早く法改正をしてチャンスを広げることが重要でありまして、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、奉仕活動についてのお尋ねであります。が、社会奉仕体験活動とは、青少年に社会奉仕の精神を涵養することを目的とした体験活動のことでありまして、ボランティア活動を含む広い概念であります。衆議院におきます修正も、このことを前提として行われたものと受けとめております。

今回の法改正は、学校教育及び社会教育において青少年の体験活動の促進を図ることを目的としておりまして、青少年に対し体験活動を行うことを義務づけるものではございません。

もとより、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の実施に当たりましては、青少年の発達段階あるいは自発性に配慮したり、地域の実情にに応じて多様な形で行われることが大切であると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) 山下栄一君。

(山下栄一君登壇、拍手)

○山下栄一君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案、社会教育法の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対し、小泉総理及び文部科学大臣に質問をいたします。

最初に、先日、私の地元の大阪で起きました校内児童殺傷事件についてお伺いいたします。

教室に包丁を持った男が乱入し、児童や教員を次々と刺し、小学校の一年生、二年生の子供たち八人が亡くなりました。平和な希望の世界が一瞬のうちに地獄と化しました。日本の教育史上、前代未聞の大事件となりました。亡くなられた子供たちや御家族に心より哀悼の意を表します。また、まだ入院されている方々を初め、心身深く傷を受けられた池田小学校の皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。

学校の安全管理のあり方が問われています。子供たちの命を断じて守ることは、すべてに優先する政治の仕事であり、学校の使命です。学校は決して無防備であってはならない。そのための警備のあり方を真剣に、また早急に検討すべきです。その際、地域に開かれた学校づくりの全面的見直しについては、私はそれは正しいのかと考えております。教員だけではなく、地域の大人の総合的連帯で、全力で学校、子供を支えるという考え方に立った安全管理制度を追求すべきではないかと考えております。総理、いかがでしょうか。次に、精神医療体制の見直しです。

精神、心の専門家のニーズは高まる一方であり
ます。精神疾患は、特定の人だけではなく、だれ
にも起こり得る病、そんな時代を迎えているので
はないか。現代社会は精神的ストレス社会です。
人間の豊かな心をはぐくんできた自然は周りに消
え、さらに人間同士の直接的触れ合いは減少す
る一方です。人間精神の鍛えの場も減ってしま
っています。家庭、学校、地域も、時には永田町や
霞が関も心の専門家を必要とする時代となりま
した。しかし、その数は絶対的に不足しています。
精神医学も心理学も、その学問分野では中心的扱
いを受けてこなかったのではないかと。

心の専門家の養成と配置は緊急の国家的課題だ
と考えますが、総理、いかがお考えでしょうか。
触法精神障害者への対応が議論になっておりま
す。我が党も直ちに検討会を設置いたしました。
凶悪犯罪を犯しても、精神障害が認められれば
責任が問われないのはおかしいという声が高まっ
ております。無罪や不起訴となった精神障害者の
方々の処遇のあり方を、法制度として専門治療施
設の設置を含めた保健福祉制度、再犯防止のため
の支援制度などの観点から早急に検討すべきであ
ります。その際、精神障害者やその家族を孤立さ
せない、地域みんなで支えるという理念に立つこ
とが大事ではないか。総理の所見をお伺いいたし
ます。

問題を起こす子供への対応について質問いたし
ます。
今回の法改正で義務教育における出席停止制度
がテーマとなっております。出席停止処分は、就
学義務を課す今日の義務教育制度下の例外的規定
であり、緊急避難措置であります。教室の世界に
行政処分たる権力的措置は本来なじみません。今
回の法改正は、この規定を発動しやすくするの
ではなく、発動に当たっての手続の明確化を図り、
要件を厳しく規定したことは評価できます。それ
についての文部科学大臣の答弁を求めます。
私は、出席停止処分を発動するまでどんな努力

を学校が行ったか、このことが問われなければな
らないと思います。どんな劣等児でも優等生にし
てみせるとの迫力で教員が連帯して問題行動のあ
る子供に当たる。場合によっては地域のにおじさ
ん、おばさんの協力も得る、児童相談所や警察の
知恵も借りる、そのようなあらゆる努力を学校が
地域の支援を受けて行う。文部科学省などが推進
する学校サポートチームの考え方は、出席停止発
動後だけではなく発動の前の取り組みとして大切
だと考えますが、文部科学大臣の見解を求めま
す。

出席停止処分を受けた保護者として当該子供
は、昭和三十八年に制定された行政不服審査法の
適用除外の扱いを受けております。学校教育にお
ける行政不服審査手続について、法律の創設を含
め早急に検討すべきと考えますが、文部科学大臣
の御所見をお伺いいたします。

兵庫県川西市が、平成十一年、全国に先駆けて
設置した子どもの人権オンブズパーソン制度はそ
のすばらしいモデルになると考えておりますが、
あわせてその評価をお伺いします。

問題を起こす子供は特別の子供ではない、だれ
でも起こし得るという認識が大事であります。安
易な排除の論理は、問題児から守るつもりであつ
た子供にもマイナスの効果及ぼす可能性があり
ます。

問題を起こす子供に対する教育はどうあるべき
か、学校そして社会の教育力が問われておりま
す。安易な出席停止の発動は教育力を衰弱させる
と考えますが、文部科学大臣の所見をお伺いいた
します。

次に、教員の資質向上の問題です。
一たん教師になれば生涯教師という考え方は見
直す必要があります。教師の転職への道を開く今
回の法改正は評価します。少子化時代、教員社会
の高齢化は深刻な問題です。問題教員だから転職
ではなく、教員経験が他の社会分野で生かされる
前向きな転職が理想です。

私は、教員の教える技術そして人格の向上は、
研修会方式ではなく、授業の公開がきき握ると
考えています。教師は授業が勝負です。私は、百
の研修会より一回の公開授業、参観日は特定日だ
けではなく毎日参観日、これが最大の資質向上策
である、コストもかからない、このように考えま
すが、総理はいかがでしょう。

最後に、子育て、後継者育成の重要性について
総理のお考えを確認したいと思います。

本来、動物は激しい生存競争の中で後継者世代
を育て上げることを至上命題としてきました。魚
も鳥も動物も子育ては命がけです。他方人間は、
この子育て事業の優先順位を社会の進歩とともに
どんどん低くしてきたと言えないでしょうか。快
適で便利な生活を求める中で、最も基本的な後継
者育成を中心部から周辺に追いやってきたのでは
ないか。心の空洞化が拡大する中で、また児童虐
待が激増する中で、子育てのだいご味、我が子を
自身が感動するような大きな人間に育てることが
できたと言える子育ての喜び回復運動が必要では
ないでしょうか。

子供の専門家が大変少なくなってきました。医
学では小児科の先生は主役ではありません。警察
の捜査でも裁判所でも少年院でも、少年の心がわ
かる専門家が不足しています。児童の専門施設で
ある児童福祉施設や児童相談所は予算も人員も貧
弱です。日本は戦後五十年、子供を大切に扱って
こなかったのではないかと。今日の青少年が引き起
こすさまざまな問題は、そのしっぺ返しではない
かとさえ思えます。

大人中心社会から子供を大切に社会への転
換こそ構造改革の柱だと訴えたいと思ひますが、
総理のお考えをお尋ねし、質問を終わります。
(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山下議員にお答
えいたします。
地域に開かれた学校づくりとその安全管理につ

いてのお尋ねであります。
学校が地域における大切な存在として、また保
護者や地域の人々に学校に対する理解をより深め
てもらうために、これまでどおり学校を地域に開
かれたものとしていくことは私も必要だと考えて
おります。

この開かれた学校と安全管理という面をどう
やって両立させていけばいいか、これは今後、真
剣に検討していかなければなりません。開かれ
た学校も子供たちの安全確保が絶対条件でありま
すので、この点を重視しながら安全対策にも努め
ていきたいと思っております。

心の専門家の養成の充実についてですが、社会
が非常に多様化し複雑化して、ストレスも増大し
ていると思います。国民の心の健康を確保するこ
うすることは重要な課題であるという山下議員の認
識は、私も同感でございます。

今後、精神科医等の養成の充実にも努めるとも
に、医師、看護婦、臨床心理士、精神保健福祉士
等に対して、心の健康づくりについての研修の強
化を図るなど、心の専門家の幅広い育成に努めて
まいりたいと思ひます。

触法精神障害者への対応についてのお尋ねでござ
います。

今回の事件については、現在、捜査機関が捜査
継続中であり、容疑者について刑事責任を問うこ
とができるかどうかも含めて、今後の捜査の推移
を冷静に見守る必要があると思ひます。

ただ、最近どう考えても異常としか思われな
いような凶悪な犯行形態の事件が相次いで発生して
おりまして、安全な社会に対する国民の信頼が失
われつつあると私も痛感しております。

安全な社会に対する国民の信頼を回復するため
には、凶悪犯罪への対策を強化する必要があります。
中でも、精神に障害がある人による犯罪への
対応において刑事手続と医療の間で連携の不備が
あれば、その不備を改める検討を行う必要がある
と私は考えます。こうした刑事手続の側面と医療

的な側面の両面についての検討結果を踏まえて、制度的に不備があるということであれば、関係者の人権にも配慮をしつつ、必要な改善が必要ではないかと思ひます。

教員の資質向上策について、授業の公開についてのお尋ねがございました。

学校教育は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、その向上を図ることが重要であります。

このため、各都道府県教育委員会等においては、教員の資質能力の向上に向けてさまざまな工夫を凝らすことが必要であり、授業を広く公開することもその有意義な一つの試みであると私は考えます。

子供を大切にする社会を目指すべきではないかというお尋ねであります。

議員御指摘のとおりだと思います。子供を育てるべき我々大人がみずからの責任を自覚し、学校、家庭、地域社会が一体となって子供たちが伸び伸びとやる気を持てるような社会を実現する必要がある、そのための施策の充実を図ってまいりたいと考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣(遠山教子君登壇、拍手)〕
○国務大臣(遠山教子君) 山下議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、出席停止制度の改善に関するお尋ねでございますが、現行の法律では、出席停止について、性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒に対して命ずることができると規定されているだけでありまして、具体的な要件が明確ではございません。また、その手続が規定されておられません。

このため、今回の改正におきまして、その要件を明確化するとともに、新たに手続や出席停止期間中の学習支援について規定することとしたものでございます。

このことによりまして、問題行動を起こす児童生徒への対応が一層適切になされるようになりまして、他の児童生徒の教育を受ける権利が保障されますとともに、出席停止期間中の指導の充実が図られるようになると考えております。

もとより、出席停止の措置をとります前に、教職員が一致協力をして生徒指導に当たるときは当然のことと考えておりまして、その面の重要性は御指摘のとおりでございます。

次に、サポートチームについてのお尋ねでございますが、問題行動の原因、背景につきましても、家庭のしつけや学校のあり方、地域社会における連帯感の弱まり、青少年を取り巻く環境の悪化などの要因が複雑に絡み合つて発生していると考えられます。

しかしながら、問題行動を起こす児童生徒への適切な対応は教育上極めて重要な課題でありまして、それぞれの事例に即し、学校において全教職員が一致協力して取り組みますとともに、学校のみなさん関係機関の職員から成るサポートチームを組織して、地域ぐるみで指導、援助を行うことが重要であると考えております。

また、学校における処分に関する不服審査についてのお尋ねでございますが、出席停止など学校におきます処分につきましては、児童生徒の権利にかかわることから、適切な運用に努めなければならないことはもちろんでございます。

このため、今回の法改正では、出席停止を命ずる際に、保護者からあらかじめ意見聴取を行うことを義務づけるなど事前手続の規定を設けたところでございまして、これによって慎重かつ適正な手続がとられて、児童生徒の権利保護が図られることになると考えております。

学校における処分につきましては、教育の性質上、一般的な不服審査にはなじまないものでありますこと行政不服審査法の対象外とされておりますので、このようなことを考慮いたしますと、新たな法整備には慎重に対処すべきものと考えて

おります。

また、川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度についてであります。学校や教育委員会が、家庭や地域と連携協力しながら一体となつて子供の健全な成長を図ってまいりますためには、教育行政に関する意見や要望を十分に受けとめて、学校運営や教育行政に的確に反映していくことが大切であると考えております。

お尋ねの兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度につきましては、こうした取り組みの一つとして、子供の人権救済の観点から設けられたものと理解いたしております。

最後に、安易に出席停止を行うべきではないとお尋ねでございますが、児童生徒の問題行動に対応いたしますためには、日ごろからの生徒指導を充実することがまず必要でありまして、

学校が最大限の努力を行つても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から、出席停止とすることとなります。

こうした点を踏まえて、児童生徒の問題行動については、学校として生徒指導の充実を図る中で、児童生徒の悩みを受けとめ、内面の理解に努めるなどして、温かい信頼関係のもと、自己達成感を味わわせて問題の解決を図っていくことが重要と考えております。

今後、法改正を契機といたしまして、問題行動の解決に向けて、日ごろからの生徒指導の充実に努めてまいります。(拍手)

以上でございます。(拍手)
○議長(井上裕君) 阿部幸代君。

〔阿部幸代君登壇、拍手〕

○阿部幸代君 私は、日本共産党を代表して、学校教育法の一部を改正する法律案など、教育三法案について、小泉総理並びに遠山文部科学大臣に質問いたします。

質問に入る前に、大阪教育大学附属池田小学校

における悲惨な事件で亡くなった子供たちに対し、心から哀悼の意を表するものです。こうしたことが二度と繰り返されることのないように、医療と法律、両面からの検討が必要です。また、学校の安全性の確保という点から、教職員と父母、地域が協力した学校づくりの重要性を一層痛感するものです。

法案について、まず高校の通学区規定の廃止の問題について伺います。

今日、日本の教育が抱えている問題は、国連子どもの権利委員会が指摘しているように、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子供が発達のゆがみにさらされているということです。その是正こそが求められているのです。総理はこのことをどう受けとめているのでしょうか。

実際、埼玉県を見ると、百六十二校の公立高校のうち、百二十七校の公立普通科高校が八つの通学区に分けられ、隣接学区も受験できるため、ある学区では最高七十四校のうちから一校を選ぶことになっております。七十四段階もランクづけされ序列化された学校にふり分けられる子供たちの気持ちがわかりますか。

通学区は、もともと教育の機会均等と入学競争の弊害の排除を目的に設定されてきたものではございませんか。ところが、それに逆行する事態がここまですんでいるのです。通学区規定を廃止して、全県一区も可能になれば、競争を一層激化させ、改善の方向に逆行するのではありませんか。

この際、学区の弾力化と称して競争を激化させるのはやめて、高校希望者の全員が入学できる希望者全入にこそ踏み切るべきではありませんか。総理の見解をお聞かせください。

法案は、飛び入学を物理、数学のみでなく、すべての教科に拡大しようとしております。物理、数学のみの飛び入学についても、日本数学会や日本物理教育学会、芸術家からも、人間の成長なくして才能の真の開花もないと異論が出ていたにもかかわらず、何の検証もなく子供たちに押しつける

のは余りにも無謀ではありませんか。これは、高校教育の意義を一層低めるものと言わざるを得ません。

次に、社会奉仕体験活動の事実上の義務づけについて伺います。

文部科学大臣は、衆議院の答弁で、一方で義務づけがないと言いつながら、他方では評価の対象にすると言えました。評価の対象になる以上、子供たちにとっては強制されることと同じことです。これでは、自主的、自発的に行われるボランティア活動をゆがめることになりませんか。

学習は、児童生徒の人間としての成長と発達に不可欠な、憲法上の根本的な権利です。それだけに、出席停止は慎重の上にも慎重を期す必要があります。

現行法でも、市町村教育委員会が、「性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる」と定めてあり、出席停止措置が可能で、にもかかわらず、出席停止措置の要件を法制化するのには、教育改革国民会議の議論にもあるように、問題を起す子供を隔離、排除すれば教育が成り立つという考え方を押しつけようとしているからではありませんか。

先に排除ありきではなく、問題行動を起こす背景をとらえ、それに対する適切な改善を遂行し、子供や家族に対する援助を行うことこそ、教育の営みというものではありませんか。

法案は、出席停止期間中の学習の支援等の措置を講ずることとしています。

文部科学省の調べでは、一九九九年に出席停止措置を受けている子供で、二十一日以上というものが六件ありましたが、出席停止期間の主たる居場所はずべて本人の家庭でした。

法制化に当たり、期間の定めもなく、居場所が家庭及び学校外の諸施設というのでは、子供にとっては懲罰であり、子供は切り捨てられたという深い傷を負ってしまうのではないですか。

これがなぜ教育的営みと言えるのでしょうか。

とりわけ問題なのは、子供の意見を聞くということが法案には明記されておらず、子どもの権利条約第十二条の意見表明権を全く無視していることです。これでは、子供の人格と教育の条理を無視した隔離、排除としか言いようがありません。

教育は子供と教師の信頼関係の上に成り立つものです。学ぶ権利が剝奪されるときに、なぜそうされるのかを知らされず、弁明の機会が与えられなければ、子供の理解と納得が得られず、教育的効果も期待できないではありませんか。

次に、いわゆる指導力不足教員の問題についてです。

法案は、教育委員会が指導力不足と判断すれば、本人の同意なしに配置転換を可能にするものです。

それでは、指導力不足教員とは一体何なのでしょう。適格性を欠く教員、つまり反社会的行為やセクハラ等は現行法でも処分が可能であり、近年急増しているメンタルヘルス上の問題を抱える教員のことも、医療上の問題として考えるのが当然です。これらを指導力不足教員とは言いません。

文部科学省は、衆議院段階の審議で、指導力不足について、専門的知識などの不足、指導方法が不適切、児童生徒の心を理解できず意欲に欠けるという三つの具体例を挙げただけで、指導力不足教員の定義を明らかにすることができませんでした。そもそも指導力とは何なのですか。簡潔に答えてください。

文部科学省から委嘱を受けた埼玉県教育委員会の検討で、指導力不足の具体的事象として、学級経営がうまくできない、学習指導について画一的な授業しかできない、児童生徒、保護者、同僚職員とよくトラブルを起こす、自信過剰、偏屈で校長や保護者の意見を聞こうとしない、児童生徒への教員としての愛情が不足している等を挙げていました。

自信過剰、偏屈など、これがなぜ指導力とかわるのでしょうか。これはまさに画一的な教師像の押しつけではありませんか。これでは、だれもが該当者になりかねません。ある学校では高い指導力を持つと言われた教員が、別の学校で十分に力を発揮できないこともあり得るし、その逆もあるのです。教員の指導力とは、子供の状況、教職員集団の力量や職場環境などの関係において成立するものです。

求められているのは、だれが指導力不足教員なのかを特定することではなく、学校全体の教育の力をどう高めていくかということではありませんか。何よりもまず指導力不足教員を出さないようにすることが肝要なこと、教員同士が助け合える仕組みや、父母、子供、教師が一体となった学校づくりを進めることではないでしょうか。そうでなければ、難しい子供たちや難しい学級や学校を受け持つ先生がいなくなってしまう。それとも、難しい子供は排除をすればよいということなのでしょうか。

本法案の強行によって、そもそも教育の条理に反する排除の仕組みを児童生徒にも教職員にも持ち込もうとしていることは、これこそ、憲法と教育基本法に基づく国民が願う教育本来のあり方と理想に満ちた未来に通ずる教育の基本理念に背き、重大です。制度を振りかざして子供にも教職員にも管理と統制を強めれば、教育現場は一層指導に困難を来すのではないのでしょうか。

二十一世紀の社会的基盤というべき教育改革において、拙速は許されません。国民の教育要求にこたえるためにも、会期末の短期間に結論を出すことなく、競争と管理を強め奉仕活動を押しつけるこの教育三法案を廃案にすべきことを主張して、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 阿部議員にお答えいたします。
競争的な教育制度についてのお尋ねであります。

過度の受験競争の問題は改革に取り組むべき教育課題の一つと考えています。このため、学力試験に偏重した入学者選抜から、面接や推薦入試の実施など、生徒の多様な能力、適性等を多面的に評価できるように入学者選抜の改善を図っているところであります。

また、あわせて、ゆとりの中で学ぶ楽しさを実感できるよう、教育内容を厳選し、体験的学習を重視するなど、教育内容や方法の改善に努めてまいります。

高校の希望者全人についてのお尋ねであります。

現在、高校進学率は約九七％に達しておりますが、生徒の能力、適性、興味、関心、進路希望等は極めて多様化しており、こうした生徒の実態に応じた各々が責任を持って三年間にわたる教育を提供するためには、入学者選抜は必要であると考えております。

高等学校入学者選抜については、受験競争が激化せぬよう、面接や推薦入試の実施などの多様化等を促してまいります。

なお、高校の学区制は、今後、その設定について、地域の実情等を踏まえた各教育委員会の判断にゆだねることとしたものであり、学区の拡大や全県一学区をねらいとするものではありません。

出席停止制度の法改正の趣旨に関する質問であります。深刻な問題行動を起こす児童生徒については、日ごろの生徒指導の充実のためのさまざまな努力にもかかわらず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合には、その教育を受ける権利を保障するため、出席停止とすることも必要であると考へます。

問題行動を起こす児童生徒に対しては、早期からの指導を一層充実するとともに、今回の法改正により出席停止の要件及び手続の明確化、学習支援の充実を図ることを通じ、その一層適切な運用を期してまいります。

出席停止期間中の学習支援に関する御質問であります。出席停止に際しては、適切な期間を設けて児童生徒に対して教職員が家庭を訪問し、学習課題を与えて指導したり、教育相談を行うなどの取り組みを行うこととなります。

今回の法案では、児童生徒の出席停止期間中の学習支援に関する規定を盛り込んだところであります。法施行に当たっては、これらの児童生徒に対する学習支援措置が十分行えるように必要な条件整備に努めてまいります。

出席停止に関する子供の意見聴取についての御質問であります。法律上、出席停止は保護者に対して命ずるものとされているので、今回の法改正では、出席停止の名あて人である保護者からの意見聴取等を規定したところであります。

一方、児童生徒については、出席停止の適切な運用を図る観点から、その意見を聞く機会を持つよう配慮することは大切なことであり、今後ともその趣旨を指導してまいります。

指導力不足教員を出さないような学校づくりを進めるべきではないかとのお尋ねでございます。

教員の職務は児童生徒の人格形成に重大な影響を与えるものであり、指導が不適切な教員への対応は重要な課題であります。このためには、採用や研修による教員の資質向上や職場環境の整備等を通じて、指導が不適切な教員が生じないよう努めるとともに、このような教員が生じた場合には、本法律案で創設する転職措置を含めた人事上の適切な対応をすることが必要と考えております。

法案が成立すれば、教育現場は一層困難を来すのではないかとのお尋ねであります。

法案は、出席停止制度の適切な運用により児童生徒の教育を受ける権利を保障すること、さらには、指導が不適切な教員に対する転職措置の創設により適切な教育の確保に資することを旨としたものであります。したがって、この法案は、教育現場の混乱をあらかじめ防止するものであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣(遠山敦子君) 阿部議員の御質問にお答え申し上げます。)

初めに、飛び入学についてのお尋ねでございますが、子供たちはいろいろな分野でそれぞれの持ち味を生かして大きな花を咲かせる可能性を秘めております。今回の改正は、特定の分野で特にすぐれた資質を持つ子供たちにその資質をさらに伸ばすためのチャンスを広げようとするものでありまして、決してそれを押しつけようとするものではないと考えております。

なお、これまでの実施状況からいたしまして、大学側のしっかりとした受け入れ体制や高校側との密接な連携など、適切な運用が確保されれば問題はないものと考えております。

次に、社会奉仕体験活動につきましては、今回の改正は、学校に対して教育指導を行うに当たり社会奉仕体験活動などの体験活動の充実を促めることを求めるものでありまして、児童生徒に対して体験活動を行うことを義務づけるものではありません。

学校の教育課程として実施される体験活動につきましては、他の教育活動と同様に活動の成果を適切に評価することが大切でありまして、評価することをもって児童生徒に義務づけることにはならないと考えております。もとより、この場合の評価は点数化を考えるようなものではなくて、むしろプラス面を評価していこうということと考えているところでございます。

もとより、社会奉仕体験活動等の体験活動の実施に当たりましては、児童生徒の発達段階や活動内容に応じてその自発性に配慮いたしますとともに、地域の実情に応じてさまざまな活動の場や機会を工夫し、多様な形で行われることが大切であると考えております。

第三点の、問題行動を起こす子供やその家族への援助についてのお尋ねでございますが、問題行動の原因、背景につきましては、家庭のしつけあるいは学校のあり方、地域社会における連帯感の弱まり、青少年を取り巻く環境の悪化などの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

このため、問題行動への対応に当たりましては、家庭との十分な連携のもと、それぞれの事例に即して、学校において全教職員が一致協力して日ごろからの生徒指導に十分取り組むとともに、学校のみならず関係機関の職員からなるサポートチームを組織して、地域ぐるみで児童生徒や保護者に対し指導、援助を行うことが重要であると考えております。

また、出席停止期間中の学習支援につきましては、出席停止となる児童生徒については、適切な期間を設けた上で、学級担任などの教職員が家庭を訪問し、学習課題を与えて指導をしたり、教育相談を行いますとともに、関係機関の専門職員の協力を得て指導するなどの取り組みを行うこととなります。

また、その際には、出席停止となった児童生徒が円滑に学校生活に復帰できますように、本人や他の児童生徒に対して教育的配慮に立った適切な指導を行うこととなります。

我が省といたしましては、このような学校の取り組みを支援するために、教職員定数の加配など必要な人的措置を講じますとともに、関係機関の職員からなるサポートチームを組織いたしますとして、地域ぐるみの支援体制づくりを積極的に支援してまいります。

次に、教員の指導力についてのお尋ねであります。一般に、指導とは教え導くことでありまして、したがって指導力とはこのための力を指すものと考えております。

また、本法律案の措置の要件は児童生徒に対する指導が不適切であることでありまして、これに当てはまる具体例といたしましては、既に紹介されたとおりであります。教科に関する専門的知識、技術等が不足しているために学習指導を適切に行うことができない場合、あるいは指導方法が不適切であるために学習指導を適切に行うことができない場合、さらには児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠けて学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合が挙げられると考えております。

最後に、指導力不足教員を出さないようにするための学校づくりについてのお尋ねでございますが、現在、各教育委員会や学校におきましては、学校の公開、授業公開など、開かれた学校づくりの取り組みが行われておりまして、これらの取り組みは学校全体として、より一層充実した教育活動を行うことに資するものであると考えております。

しかし、当然のことながら、教員一人一人については、それぞれ児童生徒に対し、適切に教育を行う資質能力を有していることが求められております。このため、各都道府県教育委員会におきまして、指導が不適切な教員が生じないように、人物重視の採用や研修による資質能力の向上、職場環境の整備等に努めますとともに、そのような教員が生じた場合には、本法律案の措置を含めまして、人事上適切に対応することが必要と考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) 三重野栄子君。

(三重野栄子君登壇、拍手)

○三重野栄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表いたします。ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案、学校教育法一部改正案、社会教育法一部改正案の三案につきまして質問いたします。

質問に先立ちまして、今月八日に大阪教育大学附属池田小学校で発生いたしました痛ましい事件

において亡くなられた八名の児童の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の心中に思いをいたし、お悔やみ申し上げます。また、負傷された児童、教職員の方々の一刻も早い御回復を心から願うものであります。

さて、総理、このような痛ましい事件が発生したり、あるいは児童虐待が激増しているなど、この日本社会は不安と不安定さに覆われつつあります。総理は構造改革を常に言われておりますが、構造改革の名のもとに市場経済が秩序なき暴走を続けるならば人間関係は一層失われ、不安定な社会が拡大していくのではありませんか。そのような社会にならないように、一体何が必要と総理は考えているのですか、御認識を伺います。

総理は、所信表明演説で、有名な米百俵の話を引用されました。その後、続く教育への言及はわずかでございまして、がっかりいたしました。

さて、総理、この米百俵の話は痛みを分かち合うことに主眼があるのではなく、人を育ててこそ社会の未来が開ける、ここに主眼があったのではなかったでしょうか。総理、この日本社会は、果たして人を育てる社会、人を大切にできる社会、子供を育てる社会、子供を大切にできる社会になっているのでしょうか。そして、今議題となっているいわゆる教育改革三法案は、果たしてそれにこたえる内容を具備しているのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

構造改革を唱える総理の目に、当然のごとく見えてこなければならぬものがあります。それは、社会の不安定さの中で生じている事件、あるいは孤立した子育ての中で増加している児童虐待だけではありません。日本の若者たちが、円滑に職業社会へ移行できず、二十五歳までの青年の失業率が一〇％を超えていること、中でも自発的失業や転々と職をえていくフリーターが増加していることなどの問題です。急速に高齢社会に入っている日本で、若者が職業社会に移行できないということは、社会の持続可能性を揺るがす大きな問題です。

総理、この認識がよろしいでしょうか。社会奉仕などと言う前に、若者に職業をと言わなければならぬのではないのでしょうか。総理のお考えをお聞かせください。あわせて、厚生労働大臣のお考えも伺います。

さて、遠山文部科学大臣、私はこれから、教育改革三法案なるものがいかにちましたものであり、改革の名に値しないものであることを例示しながら質問いたします。

第一に、児童生徒に対する出席停止措置の要件の明確化と支援措置についてであります。

荒れる学校の問題は、何も日本で固有に発生しているものではありません。多くのOECD加盟諸国、成熟した社会ではほぼ共通の問題となっており、ことし四月パリで開かれましたOECD教育大臣会合でも討議の柱の一つとなっていると聞いております。

各国では、呻吟しながらそれぞれ対応措置がとられ、OECD教育研究センターも比較調査をしておるところであります。問題の根本には市場経済の問題があるからこそ、OECD教育大臣会合が一九九六年の共同コミュニケで、支え合い分かち合い、連帯する社会として社会的統合の重要性を指摘したではありませんか。あるいは、公正の重要性を指摘していたのではないのでしょうか。排除ではなく、人間と人間の関係をつくり上げる、人間と社会の関係、人間と世界との関係をつくり上げる教育、公正に機会を提供する教育の重要性を訴えたではありませんか。

第二に、いわゆる指導が不適切な教員を強制的に人事異動させる問題であります。

確かに、教員の中にも問題はあります。子供や家庭の変容にこれまでの指導方法が一切通用せず、悩みの中に沈んでいく教員もおります。小学校では、学級担任を持ちたがらない傾向が発生していることも事実です。中学校の教員は、授業から逃げていく生徒を連れ戻すために必死になり、

くたくたになっている例も各地にございます。

それでも日本の教職員は、小学校と中学校の交換授業を試みたり、あるいは地域の人々に協力を得ながら授業や行事を改善していただいております。交換授業もなかなか容認しなかったのは教育委員会ではありませんか。かたくなな教育行政が、今度是指導不足、不適切を理由に強制的に人事異動を行い、現場の創意を妨げるだけではありませんか。教育委員会は果たして学校を支援するのかもしれないのか、ここではっきりとさせていただきたいと思ひます。

問題の本質をとらえながら体系的に改革、改善していくべきなのです。日本の学校は、幼児教育や保育機関、小学校、中学校、高等学校など、学校段階区分がきつく、学校段階間の連携が不十分であります。幼稚園教育要領と指導要領の関係もそうであり、子供たちの育ちを縦に支えていく仕組みが不十分なんです。また、学校には社会や家庭のさまざまな課題が持ち込まれ、校務分掌を一人で十も十五も受け持たなければならぬ学校さえたくさんあります。

文部科学大臣、そのような現状に目をつむりながら、排除する法改正だけを提起してくるから教育現場の批判は高まるのです。事柄の本質に迫る体系的な改革をぜひ進めていただきたい。大臣のお考えをお伺いします。

最後に、飛び入学制度の拡大に関して質問いたします。

この問題は、平成九年、一九九七年の中央教育審議会答申により、教育上の例外措置の一つとして提起されたものであります。教育上の例外措置は、何も高度の才能や資質を有する子供、青年の話だけではありません。学習のおくれている子、教育困難にある子への配慮もまた中教審は答申しております。

個性を伸ばす、才能を伸ばすことの必要性を否定はしません。しかし、学習がおくれいている子、教育困難な状況にある子供への配慮は、教育行政

の支援措置は一体どのようなものになっているのでしょうか、施策をお聞きいたします。

小泉総理、総理は昔、トンボとりに夢中になったとお話をされておりました。そういう豊かな体験、ほのぼのとした思い出こそ人生を支えていくのです。社会奉仕体験活動などと古めかしい言葉を捨て去り、豊かな体験が人を支えていくような環境をぜひ実現したいものであります。

総理の御所見を伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 三重野議員にお答えいたします。

初めに、日本社会が不安定にならないためには何が重要かとお尋ねであります。

大変難しい御質問で一言には言えませんが、やはり教育が重要ではないかと思っております。最近の相次ぐ痛ましい事件を踏まえまして、まず事の善悪、これをわきまえる心や命の大切さなどを学ぶという点で、突き詰めていけば教育というものが一番重要ではないかと思っております。教育改革を通じて、豊かな心を見失わない人を育てていくことに社会全体で取り組む必要があると思ひます。

日本の社会の現状と今回の三法案の内容についてであります。望ましい社会とは、みずからの能力を生かし、生きがいを持ってそれぞれの立場でそれぞれの役割を發揮できる社会だと思ひます。そのために、そうしたやる気を持てるような教育を実現することが重要であります。

こうした視点に立って、豊かな人間性の育成や多様な個性、才能を伸ばす教育を目指した教育改革関連法案を提出したところであります。今国会における成立に全力を尽くしたいと考えます。

若年者の就職についてであります。若年者が適切な職業選択を行い充実した職業生活を送ることができるよう、積極的な就職支援や職業体験学習の導入促進など、職業意識を高めていくための

平成十三年六月十五日 参議院會議録第三十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案

一〇

取り組みを行うことが必要であり、今後とも、若年者が円滑に職業社会に移行できるようにするための環境整備に積極的に取り組んでまいります。豊かな体験が人を支えていくような環境を実現すべきというお尋ねであります。私の子供のころと現在とは環境もありようも大分変わってきております。私のころは、確かに学校で勉強して、後はもう遊ぶこと、だからこそトンボとりやセミとりで夢中になったんで、今、子供たちにたまにトンボとり、セミとりに行こうと言いますと、トンボとるの、セミとるの、怖くてさわれない、随分変わっているなと。私のころはプールなんかありませんでした。だから海で泳ぐしか仕方ない。野球場もサッカー場もないから原っぱで遊ぶしか仕方なかった。

ところが、やっぱりだんだん環境も整備されまして、今はセミとりやトンボよりも、サッカーがしたいとか野球をしたいとか、プールで泳ぎたいとか、環境も違っています。

しかし、大事なことは、そういう環境の中でも子供たちが社会性や他人を思いやる心などを身につけ、豊かな人間性をはぐくんできていくためには、成長段階に応じてさまざまな体験活動を行うことが大変有意義だと思っております。

中でも、公私相半ばする人間、つまり、みずから楽しむことができ、かつ、公のために尽くすことに喜びを感じる、ことができる人間を育てるためには、社会奉仕体験活動を行うことも重要であると思っております。

今回の法改正は、このような青少年の体験活動を促進していくことを目的としたものであり、政府としては青少年が豊かな体験活動が行えるような環境整備に努めてまいりたいと思っております。残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣遠山敦子君登壇、拍手)
○国務大臣(遠山敦子君) 三重野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、出席停止に関するお尋ねでございますが、児童生徒の問題行動につきましましては、学校として児童生徒の悩みを十分に受けとめて、内面の理解に努めるなどして、教師との信頼関係や友人関係のもと、自己達成感でありますとか存在感を味わわせる指導に努めることが大切と考えております。

しかしながら、学校がこのような指導に最大限の努力を行っても解決しないで他の児童生徒の教育が妨げられている場合には、出席停止とすることも必要であります。

今回の法改正は、こうした考え方に立って、出席停止の要件及び手続の明確化、学習支援の充実を図って、その適切な運用を期するものでございます。

次に、教育委員会は学校を支援していくのかとお尋ねでございますが、教育改革を実現してまいりますためには、学校が児童生徒の状況などに応じて創意工夫を生かした教育活動を行うことが重要でありまして、このためには、教育委員会が学校をさまざまな面において十分に支援してまいることが重要でございます。

直接、児童生徒の教育をつかさどる教員について、採用や研修を通じて資質能力の向上に努めますことや、指導が不適切な教員に対し、本法律案の措置も含めて、人事上適切な対応をすること、この支援として行われるものでございます。

さらに、体系的な改革、改善についてのお尋ねでございますが、教育改革につきましては、本年一月に、今後の教育改革の全体像を示すものとして、主な政策課題や具体的な施策とそのタイムスケジュールを明らかにした二十一世紀教育新生プランを作成したところでございます。

我が省といたしましては、現在、このプランに基づき、学校がよくなる、教育が変わるという実感が持てるような教育改革を実行しているところでございます。今回の三法案は、子供たちがよりよい環境で学

ぶことができるようにするためのものでございまして、教育改革施策の一環として位置づけられる重要なものと考えております。

最後に、学習がおくれている子供に対する支援措置についてでございますが、これからの学校教育におきましては、一律主義を改め、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導を行っていくことが重要でございます。

このため、新しい学習指導要領におきましては、全員が一律に学ばべき教育内容を厳選する一方、選択学習の幅を拡大し、個に応じた指導を一層充実させているところでございます。また、特に高等学校の学習指導要領におきましては、学習のおくれがちな生徒に対して、生徒の実態に応じて指導内容や指導方法を工夫することを学校に求めているところでございます。

我が省といたしても、少人数によるきめ細かな指導を行うことができますように、新たな教職員定数改善計画を策定しまして、本年四月から実施しているところでありまして、新しい学習指導要領のもとで、すべての児童生徒の基礎学力が向上するように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 三重野先生から若年者の就職についてお尋ねをいただきました。

ここ数年の厳しい雇用情勢を背景といたしまして、新規卒業者につきましましては、若干の改善は見られますものの、依然厳しい状況が続いております。

このため、新規卒業者が新たな職業生活への一歩を円滑に踏み出すことができますように、全国ハローワークにおきまして学校との連携を今まで以上に密にしながらかつ積極的な就職支援を行っているところでございます。

一方で、若年者には、自発的な離職でありますとか、あるいは早期の離職等により失業が多くなると見られますし、またフリーターの増加でありますとか職業意識の不十分さなどの特徴も見られる

ところでございます。

このため、若年者が適切な職業選択を行いまして充実した職業生活を行うことができませんように、関係省庁との連携も密にながら、高校、大学におきまして早い段階からのインターンシップの導入も図っているところでございまして、職業ガイダンスを実施するなど種々の職業意識の啓発にも努めているところでございます。また、大きい企業との面接会等も随所で行っておりまして、その機会をつくっているところでございます。

今後とも、このような取り組みをさらに推進いたしまして、若年者の雇用問題に積極的に取り組んでいく所存でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) 日程第一 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長江本孟紀君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(江本孟紀君登壇、拍手)

○江本孟紀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、海の日を七月の第三月曜日とし、敬老の日を九月の第三月曜日とするともに、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深め、老人に対しみずからの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本

法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十五
賛成 百七十五
反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案

案 日程第三 環境事業団法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

日程第四 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。環境委員長吉川春子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川春子君登壇、拍手〕

○吉川春子君 ただいま議題となりました三法律

案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るため、その保管、処分等に関して、国における基本計画の策定、保管等の状況の届け出、一定期間内の処分等についての措置を講じようとするものであります。

次に、環境事業団法の一部を改正する法律案は、環境事業団の業務にPCB廃棄物の処理を行う業務等を追加するとともに、同事業団にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上両法律案を一括して議題とし、質疑を行うとともに、参考人より意見聴取を行いました。

その質疑の主な内容を申し上げますと、これまでPCB廃棄物処理が進まなかった理由、環境事業団の役割とそのあり方、PCB廃棄物処理について地域住民の理解を得るための具体的方策、紛失、不明となっているPCB廃棄物の実態調査及びその対策の必要性等でありましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局したところ、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して福山理事より、環境事業団の業務のうち建設譲渡事業を廃止すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、両法律案及び修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩佐理事より、環境事業団法の一部を改正する法律案について原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、環境事業団法の一部を改正する法律案及び修正案については、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上の両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

次に、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、オゾン層を破壊し、または地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中の排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の促進等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、各会派からそれぞれ意見を含め、カーエアコンに係る前倒し施行の必要性、フロン回収・破壊の費用負担のあり方等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、本法律案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

まず、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十八
賛成 百七十八
反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、環境事業団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十七
賛成 百七十二
反対 六十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第五 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長加藤紀文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔加藤紀文君登壇、拍手〕

平成十三年六月十五日 参議院會議録第三十二号

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案、電気通信事業法等の一部を改正する法律案

一一一

○加藤紀文君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進するため、現在、基盤技術研究促進センターが行っている出資等による支援の体制を改め、同センターを廃止し、新たに通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に基盤技術に関する試験研究の委託業務等を可能とするよう改めるものであります。

委員会におきましては、これまでの基盤技術研究支援に対する評価、新たに実施する研究委託成果の効率的活用、基盤センターへの出資に係る産業投資特別会計のあり方等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十七
賛成 百六十三
反対 十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔今泉昭君登壇、拍手〕

○今泉昭君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、これらの会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に改組する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、国鉄改革の成果とJR各社の現状、JR本州三社の純民間会社化を先行させる理由、他のJR四社の今後の経営の見通し、JR本州三社を純民間会社化する一方で事業運営上の指針を定める理由、地方鉄道路線の維持、整備新幹線並行在来線の第三セクター鉄道の経営上の課題、同種の事業を営む中小企業者への配慮等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小泉委員より本法律案に反対す

る旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十八
賛成 百六十四
反対 十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第七 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長溝手頭正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔溝手頭正君登壇、拍手〕

○溝手頭正君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の

業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信事業における新たな競争政策についての考え方、NTTに対する外資規制のあり方、ユニバーサルサービスの範囲、NTTにおけるNTTドコモへの出資比率引き下げの可否等について質疑が行われました。

質疑を終局しましたところ、本法律案に対し、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び自由党を代表して浅尾慶一郎理事より、情報通信の分野における規律に関する行政事務をより中立公正に行うための行政組織のあり方について総合的に検討し必要な措置を講ずることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫三三委員より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第八 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長中島眞人君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(中島眞人君登壇、拍手)

○中島眞人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ハンセン病の患者であった者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等のこうむった精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、本法律案には、特に前文を付し、い予防法廃止に至るまでの経緯、悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受けとめ、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意及び本法律案の趣旨を明記しております。

第二に、国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給するものとし、その請求は施行日から起算して五年以内に行わなければならないこととしております。

第三に、補償金の額は、ハンセン病療養所入所

者等の入所時期の区分に応じ、千四百万円から八百万円とし、退所期間等に応じた額を控除することとしております。

第四に、本法律案による補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償等を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れるもの等としております。

第五に、国はハンセン病の患者であった者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、これらの措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとしております。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、補償金の法的性格、ハンセン病患者・元患者の名誉回復措置の内容、隔離政策等に対する歴史的検証の必要性、ハンセン病療養所の不自由者棟における看護体制の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案の審査に先立ち、ハンセン病連憲国賠訴訟全国原告団協議会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会の方々を当委員会に参考人としてお招きし、意見を聴取いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

反対

投票総数

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

正午散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

議員
高橋 令則君 高橋紀世子君
沢 たまき君 岩本 莊太君
海野 義孝君 加藤 修一君
世耕 弘成君 脇 雅史君
平野 貞夫君 魚住裕一郎君
益田 洋介君 鈴木 正孝君
松岡満壽男君 松 あきら君
大森 礼子君 溝手 顕正君
阿部 正俊君 但馬 久美君
山下 栄一君 弘友 和夫君
鶴保 庸介君 太田 豊秋君
田名部匡省君 椎名 素夫君
日笠 勝之君 風間 昶君
荒木 清寛君 入澤 肇君
若林 正俊君 浜四津敏子君
続 訓弘君 浜田卓二郎君
森本 晃司君 鶴岡 洋君
泉 信也君 月原 茂皓君

星野 明市君 扇 千景君
中島 啓雄君 山下 英利君
仲道 俊哉君 森田 次夫君
日出 英輔君 佐藤 昭郎君
佐々木知子君 畑 恵君
齊藤 滋吉君 森山 裕君
龜谷 博昭君 岩城 光英君
森下 博之君 加納 時男君
岩永 浩美君 加藤 紀文君
狩野 安君 山下 善彦君
野間 昶君 清水 達雄君
上野 公成君 田中 直紀君
松田 岩夫君 南野知恵子君
松谷蒼一郎君 須藤良太郎君
吉村剛太郎君 山崎 正昭君
片山虎之助君 中曾根弘文君
久世 公義君 吉川 芳男君
関谷 勝嗣君 石井 道子君
上杉 光弘君 野沢 太三君
陣内 孝雄君 青木 幹雄君
木村 仁君 水島 裕君
景山俊太郎君 中川 義雄君
金石 清輝君 龜井 郁夫君
有馬 朗人君 市川 一朗君
末広まき君 岸 宏一君
山内 俊夫君 松村 龍二君
大野つや子君 久野 恒一君
林 芳正君 武見 敬三君
谷川 秀善君 中島 眞人君
中原 爽君 海老原義彦君
香掛 哲男君 大島 慶久君
成瀬 守重君 鎌田 要人君
宮崎 秀樹君 鴻池 祥肇君
矢野 哲朗君 河本 英典君
柳川 覺治君 尾辻 秀久君
鹿熊 安正君 清水嘉与子君
竹山 裕君 倉田 寛之君
真鍋 賢二君 西田 吉宏君

坂野 重信君	岩崎 純三君
井上 吉夫君	斎藤 十朗君
谷林 正昭君	木俣 佳文君
浅尾慶一郎君	内藤 正光君
福山 哲郎君	櫻井 充君
郡司 彰君	佐藤 雄平君
小宮山洋子君	海野 徹君
小川 敏夫君	高嶋 良充君
本田 良一君	伊藤 基隆君
今泉 昭君	柳田 稔君
築瀬 進君	藤井 俊男君
佐藤 泰介君	峰崎 直樹君
江本 孟紀君	川橋 幸子君
長谷川 清君	薬科 満治君
興石 東君	円より子君
寺崎 昭久君	足立 良平君
勝木 健司君	千葉 景子君
直嶋 正行君	北澤 俊美君
久保 亘君	江田 五月君
山下八洲夫君	広中和歌子君
黒岩 秩子君	西川きよし君
大門美紀史君	宮本 岳志君
福島 瑞穂君	中村 敦夫君
島袋 宗康君	八田ひろ子君
小泉 親司君	石井 一二君
大沢 辰美君	三重野栄子君
佐藤 道夫君	西山登紀子君
須藤美也子君	阿部 幸代君
畑野 君枝君	堀 利和君
今井 澄君	林 紀子君
富樫 練三君	小池 晃君
日下部禮代子君	谷本 鶴君
吉川 春子君	笠井 亮君
池田 幹幸君	大淵 絹子君
松前 達郎君	本岡 昭次君
吉岡 吉典君	山下 芳生君
橋本 敦君	山本 正和君

国務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	片山虎之助君
文部科学大臣	遠山 敦子君
厚生労働大臣	坂口 力君
経済産業大臣	平沼 赳夫君
国土交通大臣	扇 千景君
環境大臣	川口 順子君
国務大臣 (内閣官房長官)	福田 康夫君
副大臣	文部科学副大臣 岸田 文雄君

議長の報告事項

一昨十三日内閣総理大臣から平成七年七月二十三
日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充
による当選人について通知書を受領した。
金石 清輝君 (友部達夫君退職による)
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任	山崎 力君	補欠	水島 裕君
辞任	小山 峰男君	補欠	今井 澄君
辞任	市田 忠義君	補欠	吉岡 吉典君
総務委員	菅川 健二君	補欠	櫻井 充君
法務委員	山下 芳生君	補欠	八田ひろ子君
辞任	阿南 一成君	補欠	竹山 裕君
辞任	魚住 汎英君	補欠	佐々木知子君
辞任	山下 英利君	補欠	青木 幹雄君
辞任	小川 敏夫君	補欠	小川 勝也君
辞任	木俣 佳文君	補欠	竹村 泰子君
辞任	福島 瑞穂君	補欠	清水 澄子君

外交防衛委員

辞任	今井 澄君	補欠	小山 峰男君
辞任	木庭健太郎君	補欠	高野 博師君
辞任	益田 洋介君	補欠	山本 保君
辞任	吉岡 吉典君	補欠	市田 忠義君
財政金融委員	青木 幹雄君	補欠	山下 英利君
辞任	櫻井 充君	補欠	菅川 健二君
辞任	高野 博師君	補欠	木庭健太郎君
辞任	梶原 敬義君	補欠	大淵 絹子君

文教科学委員

辞任	有馬 朗人君	補欠	橋本 聖子君
辞任	亀井 郁夫君	補欠	西田 吉宏君
辞任	竹山 裕君	補欠	阿南 一成君
辞任	水島 裕君	補欠	山崎 力君
辞任	荒木 清寛君	補欠	加藤 修一君
辞任	阿部 幸代君	補欠	笠井 亮君
辞任	畑野 君枝君	補欠	筆坂 秀世君

厚生労働委員

辞任	竹村 泰子君	補欠	木俣 佳文君
辞任	山本 保君	補欠	益田 洋介君
辞任	小川 勝也君	補欠	小川 敏夫君
辞任	笠井 亮君	補欠	阿部 幸代君
辞任	水野 誠一君	補欠	岩本 莊太君

経済産業委員

辞任	佐々木知子君	補欠	魚住 汎英君
辞任	八田ひろ子君	補欠	山下 芳生君
辞任	大淵 絹子君	補欠	梶原 敬義君
辞任	岩本 莊太君	補欠	水野 誠一君

国土交通委員

辞任	筆坂 秀世君	補欠	畑野 君枝君
辞任	片山虎之助君	補欠	佐藤 昭郎君
辞任	環境委員	補欠	

国家基本政策委員

辞任	岩城 光英君	補欠	三浦 一水君
辞任	金田 勝年君	補欠	山下 英利君
辞任	鈴木 政二君	補欠	森田 次夫君
辞任	山内 俊夫君	補欠	佐藤 泰三君
辞任	笠井 亮君	補欠	筆坂 秀世君

行政監視委員

辞任	佐藤 昭郎君	補欠	片山虎之助君
辞任	三浦 一水君	補欠	岩城 光英君
辞任	佐藤 泰三君	補欠	山内 俊夫君

議院運営委員
辞任 森田 次夫君 補欠 鈴木 政二君
山下 英利君 補欠 金田 勝年君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。
機密費の使用に係る文書の作成、公表等に関す
る法律案(島根君外三名提出(衆第四八号))
同日議長は、次の衆議院提出案を環境委員会に付
託した。
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施

の確保等に関する法律案(衆第四六号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
行政機関が行う政策の評価に関する法律案(閣法第八七号) 総務委員会に付託
確定拠出年金法案(第百五十回国会閣法第二二二号) 厚生労働委員会に付託
自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第五三三号) 国土交通委員会に付託
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
二千一年の国際コーヒ―協定の締結について承認を求めるの件
文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
道路交通法の一部を改正する法律案
自動車運搬代行業の業務の適正化に関する法律案
石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
刑事拘禁施設における懲罰の手続等に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三二二号)
刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三二三号)
被収容者に対する懲罰制度の運用等に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三二四号)
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

二千一年の国際コーヒ―協定の締結について承認を求めるの件
文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
道路交通法の一部を改正する法律
自動車運搬代行業の業務の適正化に関する法律
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律
石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律
昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 水島 裕君 補欠 世耕 弘成君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの
森田 次夫君 釜本 邦茂君
今井 澄君 小山 峰男君
大森 礼子君 福本 潤一君
吉岡 吉典君 市田 忠義君
総務委員
辞任 岩井 國臣君 補欠 加納 時男君
岩城 光英君 井上 吉夫君
常田 享詳君 山内 俊夫君
櫻井 充君 皆川 健二君
内藤 正光君 高橋 千秋君
鶴岡 洋君 森本 晃司君
法務委員
辞任 久野 恒一君 補欠 大野つや子君
吉川 芳男君 野間 起君

小川 勝也君 小川 敏夫君
千葉 景子君 羽田雄一郎君
角田 義一君 本岡 昭次君
清水 澄子君 福島 瑞穂君
辞任 小山 峰男君 補欠 今井 澄君
山本 保君 益田 洋介君
市田 忠義君 山下 芳生君
小泉 親司君 緒方 靖夫君
財政金融委員
辞任 野間 起君 補欠 吉川 芳男君
曾川 健二君 櫻井 充君
文教科学委員
辞任 阿南 一成君 補欠 田村 公平君
西田 吉宏君 亀井 郁夫君
橋本 聖子君 有馬 朗人君
高橋 千秋君 内藤 正光君
本岡 昭次君 角田 義一君
加藤 修一君 荒木 清寛君
笠井 亮君 阿部 幸代君
筆坂 秀世君 畑野 君枝君
日下部禮代子君 淵上 貞雄君
高橋紀世子君 水野 誠一君
厚生労働委員
辞任 狩野 安君 補欠 山下 善彦君
釜本 邦茂君 森田 次夫君
朝日 俊弘君 堀 利和君
松崎 俊久君 岡崎トミ子君
益田 洋介君 山本 保君
農林水産委員
辞任 井上 吉夫君 補欠 岩城 光英君
大野つや子君 久野 恒一君

国井 正幸君 海老原義彦君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの
小川 敏夫君 小川 勝也君
羽田雄一郎君 千葉 景子君
阿部 幸代君 笠井 亮君
経済産業委員
辞任 加納 時男君 補欠 岩井 國臣君
松田 岩夫君 鎌田 要人君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの
山下 善彦君 狩野 安君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
水野 誠一君 高橋紀世子君
国土交通委員
辞任 田村 公平君 補欠 阿南 一成君
山内 俊夫君 常田 享詳君
森本 晃司君 鶴岡 洋君
緒方 靖夫君 小泉 親司君
畑野 君枝君 筆坂 秀世君
淵上 貞雄君 日下部禮代子君
環境委員
辞任 有馬 朗人君 補欠 橋本 聖子君
亀井 郁夫君 西田 吉宏君
佐藤 昭郎君 片山虎之助君
岡崎トミ子君 松崎 俊久君
堀 利和君 朝日 俊弘君
荒木 清寛君 加藤 修一君
福本 潤一君 大森 礼子君
福島 瑞穂君 清水 澄子君
国家基本政策委員
辞任 森田 次夫君 補欠 鈴木 政二君
山下 英利君 金田 勝年君

附 則

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

審査報告書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十四日

環境委員長 吉川 春子
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、その確実かつ適正な処理の推進を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について、国における基本計画の策定、保管等の状況の届出、期間内の処分、処分の命令その他の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)廃棄物の処理については、期間内における処分が適正かつ的確に達成されるよう努めること。

二、これまでのPCB廃棄物処理施設の立地が進まなかった経緯を踏まえ、設置が予定される地域住民等とのリスクコミュニケーションを実施するなどその処理事業者の指導に努めるとともに

に、施設の設置・運営コストの抑制に十分配慮すること。また廃棄物処理の監視方法等を検討するため、学識経験者、NGO等も含め、地元の意向を踏まえつつ、必要な機関を設置するよう努めること。

三、処理施設の運転状況及び周辺環境への影響等を勘案して、有害な副生成物質を含めた排出等の調査を実施し、それにより得られた情報を幅広くかつ速やかに公開するとともに、施設の従業員や周辺住民の健康管理さらには暴露事故対策に十分配慮すること。

四、PCB廃棄物の収集、運搬に当たって、廃コンデンサ等の耐久性を踏まえて、その安全性が十分確保されるよう細心の注意を払うとともに、その運搬等に際して万が一PCBが漏れた場合の対策及び対応策につき、十分な検討を行っておくこと。

五、現在まで適切な処理がなされず、不明・紛失しているPCB廃棄物について、早急に実態調査を行い、その調査結果を公表するとともに、引き続き廃棄物の不法投棄の根絶に万全を尽くすこと。

六、都道府県が行うPCB使用製品の把握及びその早期処分の促進を図られるよう努めるとともに、国民へのPCB廃棄物等に係る情報の周知徹底を図ること。

七、PCB以外で製造中止となっているDDT、CNP等の有害化学物質に係る貯蔵の実態等を調査するとともに、速やかにそれらの適正処理の推進、拡散の防止等についての必要な措置を講ずること。

八、工場跡地等におけるPCBその他の有害物質による土壌汚染事例が増加していることにかんがみ、土壌汚染防止に関する法制度を早急に検討すること。

九、カネミ油症患者についての効果的な治療方法の確立に努めるとともに、被害者に対する支援策の充実を図ること。

十、PCB汚染が海洋哺乳動物類等に深刻な影響を与え、地球的規模の汚染に拡大していることにかんがみ、生物多様性の保全に配慮した汚染防止対策に努めること。

国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

2 この法律において「事業者」とは、第十三条を除き、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務)

第四条 ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措

平成十三年六月十五日 参議院会議録第三十二号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案

置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

第六条 環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に關する事項

3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、廃棄物処理法第五条の三第一項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その

区域(都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に關し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に關する事項

3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

(保管等の届出)

第八条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分(再生することを含む。第二十一条を除き、以下同じ。)する者(以下「事業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分(再生することを含む。第二十一条を除き、以下同じ。)の状況に關し、環境省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出なければならない。

(保管等の状況の公表)

第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分(再生することを含む。第二十一条を除き、以下同じ。)の状況を公表するものと

する。

(期間内の処分)

第十条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十一条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(承継)

第十二条 事業者について相続、合併又は分割(その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 雑則

(ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置)

第十三条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

(指導及び助言)

第十四条 都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができ。

(協力の要請)

第十五条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(改善命令)

第十六条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第十条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(報告の徴収)

第十七条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分(再生することを含む。第二十一条を除き、以下同じ。)に關し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分(再生することを含む。第二十一条を除き、以下同じ。)に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急時における環境大臣の事務執行)

第十九条 第十六条第一項、第十七条又は前条第一項の規定による環境大臣による命令、報告の徴収又はその職員による立入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分されないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

(国の措置)

第二十条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備を推進し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実にかつ適正な処理の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(再審査請求)

第二十一条 第十六条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができ。

(事務の区分)

第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者

二 第十六条第一項の規定による命令に違反した者

第二十五条 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十八条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

環境事業団法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十四日

環境委員長 吉川 春子
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の我が国の環境保全の状況にかんがみ、その一層の推進を図るため、環境事業団の業務にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う業務等を追加するとともに、同事業団にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設けることとし、あわせて、同事業団の業務に要する資金の調達手段を多様化する等所要の改正を行うこととするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算(環境省所管)に約三十二億八千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について

て適切な措置を講ずべきである。

一、環境事業団が新たに行うこととなるポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物処理事業の実施に当たっては、PFIの導入を含め、民間事業者を活用し、効率的な手法を導入するなど施設設置コスト及び処理コストの削減に十分配慮しつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。また同事業の最終処理に至るまでの全体的な管理システム及び事業全体の監視・評価システムを構築するよう努力すること。

二、「PCB廃棄物処理基金」の設置・運営に当たっては、国及び都道府県が積極的に関与するよう図るとともに、PCB製造事業者及びPCB使用製品製造事業者の基金に対する出金などについても積極的な協力が得られるよう努めること。

三、環境事業団の行う事業について、国が行うことが適切な事業に限定するよう事業範囲の見直しを行うとともに、事業運営について透明性を確保するよう努めること。

四、地域住民の理解と協力の下で、PCB廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、廃棄物に関する研究・研修施設の設定、輸送インフラの整備及び周辺環境整備等の一連の関連事業も一体的に整備するよう努めること。

右決議する。

環境事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年四月五日
衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

環境事業団法の一部を改正する法律案

環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条を第三十九条に」、「第三十一条・第三十二条を第四十条・第四十一条に」、「第三十三条・第三十六条を第四十二条・第四十五条に」、「第三十七条・第三十九条を第四十六条・第四十八条に」改める。

第一条中「自然公園の区域における自然環境の保護及び整備に必要な業務並びに」を削る。
 第三条の二第二項中「第二十八条の二第一項を第三十七条第一項に改める。」
 第十八条第一項第五号中「産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却若しくは破砕を行うため」を「最終処分場以外」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号を削り、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条に規定する廃棄物(以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。)」を「廃棄物」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条に規定する廃棄物(第八号において「廃棄物」という。)となつたもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。)の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成を行うこと。
 第十八条第二項中「同項第一号から第五号まで又は第七号」を「同項第一号から第六号まで」に改める。
 第十九条中「前条第一項第九号から第十一号まで」を「前条第一項第十号から第十二号まで」に改める。
 第二十一条第一項中「第十八条第一項第一号から第五号まで及び第七号」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。
 第二十四条の二を削る。
 第三十九条を第四十八条とする。
 第三十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第二十八条の規定」を「第三十四条の規定」に、「第二十八条の二第二項」を「第三十五条第二項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)」に、「基金」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは地球環境基金」に改め、同条第五号中「第三十一条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第四十七条とする。
 第三十七条中「第三十二条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第四十六条とする。
 第六章中第三十六条を第四十五条とする。

第三十五条第一項第三号中「並びに同項第六号、第七号及び第八号」を「及び同項第六号から第九号まで」に、「第七号の二」を「第六号の二」に改め、同項第五号中「第十八条第一項第九号」を「第十八条第一項第十号」に改め、同項第六号中「第十八条第一項第十号及び第十一号」を「第十八条第一項第十一号及び第十二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十四条第一項第一号中「又は第二十六条第一項」を、「第二十七条第一項」に、「第六項」を「第六項、第二十九条又は第三十条」に改め、同項第三号中「第二十八条第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条第二項第三号中「第二十八条第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に、「又は第二十七条の二」を、「第二十九条、第三十条又は第三十三条」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 第十八条第一項第七号又は第三十五条第一項の環境省令を定めようとするとき。
 第三十四条第四項中「第三十条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十三条とする。
 第三十三条を第四十二条とする。
 第五章中第三十二条を第四十一条とし、第三十一条を第四十条とする。
 第四章中第三十条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とする。
 第二十八条の二第二項中「第十八条第一項第十号及び第十一号」を「第十八条第一項第十一号及び第十二号」に改め、「(以下「基金」という。)」を削る。

り、「基金」を「地球環境基金」に改め、同条第二項を次のように改める。
 2 第三十五条第二項の規定は、地球環境基金について準用する。

第二十八条の二を第三十七条とし、第二十八条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。
 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第三十五条 事業団は、第十八条第一項第六号の業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のもの及び同項第七号の業務に要する費用に充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、次条の規定により交付を受けた補助金とポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 事業団は、次に掲げる方法によるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を運用してはならない。

一 前条各号に掲げる方法
 二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への補助金)

第三十六条 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、事業団に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てる資金を補助することができる。

第二十七条の二を第三十三条とし、第二十七条を第三十二条とする。

第二十六条の見出し及び同条第一項中「公害防

止債券を「環境事業団債券」に改め、同条第四項中「債券」を「債券(当該債券に係る債権が第二十九条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。)」に、「先だつて」を「先立つて」に改め、同条第六項中「又は信託会社」を「信託会社又は証券業者」に改め、同条第七項中「又は信託会社」を「信託会社又は証券業者について」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の四条を加える。

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための事業団の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。))について保証することができ、

(債券の担保のための金銭債権の信託)

第二十九条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための金銭債権の信託)

第三十条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、業務に要する資金を調達するため、その金銭債

権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

(信託の受託者からの業務の受託)

第三十一条 事業団は、前二条の規定によりその金銭債権を信託するときは、当該信託の受託者から次に掲げる業務の全部を受託しなければならない。

一 当該金銭債権の回収に関する業務

二 当該金銭債権の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

第二十五条を第二十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十五条 事業団は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十八条第一項第六号及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十八条第一項第十一号及び第十二号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 事業団は、前項第一号に掲げる業務に係る経理については、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に係るものと同項第七号の業務及びこれに附帯する業務に係るものとを区分して整理しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(見直し)

第三条 改正後の第十八条第一項第六号及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務については、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の状況等を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の六第二項中「第二十四条の二」を「第二十五条第一項」に、「第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項」を「第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十四条第一項」に、「同項第五号」を「同項第三号」に、「第三十八条第三号」を「第四十七条第三号」に改める。

第八条の六第二項中「第二十四条の二」を「第二十五条第一項」に、「第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項」を「第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十四条第一項」に、「同項第五号」を「同項第三号」に、「第三十八条第三号」を「第四十七条第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

第三十八号第三号を「第四十七号第三号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的取り組みが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、施行時期

カーエアコンに含まれるフロン類の回収・破壊に関する施行準備を急ぎ、可能な限り早い時期に施行すること。

二、途上国の脱フロンに向けた取り組みへの技術支援

国内におけるフロン対策の推進に加え、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組み、フロン類の回収・破壊のための取組み、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地

球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組みについて国際協力の強化に努めること。

三、代替技術の普及等

フロン類の排出抑制の観点から、技術的及び経済的実行可能性を踏まえつつ、フロン類を使わない冷却・冷凍技術の普及を促進すること、フロン類の使用が不要な用途における回収が見込まれないフロン類を含む製品について代替物質への早期転換を促進することその他の必要な措置を講ずるよう努めること。

四、整備の際の配慮

本法第六十七条(特定製品の整備等の際の遵守事項)について、特定製品の整備等を行うフロン類回収業者その他の事業者に対して指導・監督を徹底すること。

五、料金の基準

本法第五十七条(第二種特定製品に係る費用負担)第一項に基づき、主務大臣が定める基準については、関係者の負担や技術的な実施可能性などに留意しつつ、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収の取組みが促進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内容を定めるべきこと。また、基準の策定に関しては、適切な情報が開示されるよう努めること。

六、自動車製造業者等から自動車ユーザーへの費用請求の方法

本法第六十条(自動車を運行の用に供する者の費用負担)に基づき、自動車製造業者等が自動車ユーザーに負担を求める方法について、フロン類の大気中への不法放出を防止し、回収の

実効性を高める観点に立ち、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得ること。

七、自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクルに関する法律の検討に当たり、カーエアコンからのフロン類の回収・破壊については同法で定めることとし、その際には、原則として本法におけるカーエアコンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組みを規定するものとする。

八、経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防止するため、フロン類の利用形態等の特性、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的革新を促進する効果、適用に当たって必要とされる行政コストなどを総合的に考えて、経済的措置も含めた種々の政策措置によるフロン類の放出抑制に関する全体的な対策を検討すること。

九、フロン類の生産量・出荷量

フロン類の生産から使用、廃棄に至るまでの過程の把握を行うことが、フロン類の大気中への放出を抑制するための対策の推進に有効であることから、引き続き、フロン類製造業者、フロン類を使用して製品を製造する事業者、フロン類を使用した製品の使用者等の協力を得ながら、その把握を行うよう努めること。

十、国民への周知

本法の施行に当たっては、国民、事業者等の円滑な協力を確保し、実効性ある施策を推進する観点から、フロン類の現状、回収・破壊義務の必要性、放出の禁止規定等について広く国民に周知啓発するための積極的な対策を講ずること。

十一、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対する指導・監督の徹底

フロン回収の緊急性に鑑み、本法の施行は平成十四年四月一日とされている。一方、カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定については、費用とフロンの流れを分離する新たな制度を採用することから、制度の円滑な導入と関係者の取組みの確実な実施により実効性を確保する観点から、平成十四年十月三十一日以前で政令で定める日から施行することとされているところであるが、特に、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対しては、次の措置が講ぜられるよう、指導・監督を徹底すること。

1. 本法に基づくカーエアコンからのフロン類の回収に関する規定の施行までの間も、カーエアコンに含まれるフロン類の回収の実効を上げること。

2. 本法の早期施行に向けた条件整備を行うこと。

3. 本法の円滑な施行が図られるよう、国及び都道府県との連携を密にし、必要に応じて本法の施行に関する国及び都道府県の施策に協力すること。

右決議する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条 第八条)
- 第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収(第九条 第二十四条)
- 第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収(第二十五条 第四十三条)
- 第四章 フロン類の破壊(第四十四条 第五十条)
- 第五章 費用負担(第五十六条 第六十四条)
- 第六章 雑則(第六十五条 第八十一条)
- 第七章 罰則(第八十二条 第八十七条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十二年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵庫及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

3 この法律において「第二種特定製品」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第一条第二項に規定する自動車(政令で定めるものを除く。))をいう。以下同じ。に搭載されているエアコンディショナー(人用のものに限る。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

4 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

(指針)

第三条 主務大臣は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の排出の抑制に関する事項について、指針を定めるものとする。

(製造業者の責務)

2 主務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

(製造業者の責務)

第五条 フロン類又は特定製品の製造を行う事業者は、第三条第一項の指針に従い、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を廃棄する場合には、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう、事業者及び国民の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収

回収

(第一種フロン類回収業者の登録)

第九条 第一種フロン類回収業(第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下「第一種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの 五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。(登録の更新) 第十二条 第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(変更の届出) 第十三条 第一種フロン類回収業者は、第九条第	二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。 (第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧) 第十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (廃業等の届出) 第十五条 第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。 一 死亡した場合 その相続人 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人 五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であつた個人又は第一種フロン類回収業者であつた法人を代表する役員	2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。(登録の抹消) 第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。 (登録の取消し等) 第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。 二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。 三 第十一条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。 (主務省令への委任) 第十八条 第九条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。	(第一種特定製品廃棄者の引渡義務) 第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第一種特定製品廃棄者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。 (第一種フロン類回収業者の引取義務) 第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。 2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従つて、フロン類を回収しなければならない。 (第一種フロン類回収業者の引渡義務) 第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取つたときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。 2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従つて、フロン類を運搬しなければならない。
--	---	---	---

(回収量の記録等)

第二十二條 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五條第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五條第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第二十三條 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者に対し、第二十二條第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十一條第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があるとき、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十四條 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十二條第二項に規定するフロン類の

回収に関する基準又は第二十一條第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収

(第二種特定製品引取業者の登録)

第二十五條 第二種特定製品引取業者使用済自動車(運行の用に供することを終了した自動車)を業として行うことをいう。以下同じ。を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

四 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第二十六條 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種特定製品引取業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七條 都道府県知事は、第二十五條第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第三号に掲げる事項が第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に関連して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 次条において準用する第十七條第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第二十五條第一項の登録を受けた者(以下「第一種特定製品引取業者」という。)で法人であるものが次条において準用する第十七條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその第二種特定製品引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 次条において準用する第十七條第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(準用)

第二十八條 第十二條から第十八條までの規定は、第二種特定製品引取業者について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第九條第一項」とあるのは、「第二十五條第一項」と、同条第二項中「第九條第二項、第十條及び前条」とあるのは、「第二十五條第二項、第二十六條及び第二十七條」と、第十三條第一項中「第九條第二項各号」とあるのは、「第二十五條第二項各号」と、同条第二項中「第十條及び第十一條」とあるのは、「第二十六條及び第二十七條」と、第十

四条中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種特定製品回収業者登録簿」と、第十五条第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合)にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種特定製品回収業」と、第十六条中「第十二条第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第二十八条において準用する第十二条第一項若しくは第十五条第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第十七条第一項」と、第十七条第一項第二号中「第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項」とあるのは「第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第二十七条第一項」と、同項第三号中「第十一条第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第二十七条第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一、第十二条」とあるのは「第二十七、二十八条」と、第十八条中「第九号から前条まで」とあるのは「第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条において準用する第十二条から第十七条まで」と読み替へるものとする。

(第二種フロン類回収業者の登録)

第二十九条 第二種フロン類回収業(使用済自動車に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その

の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 回収しようとするフロン類の種類

四 第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第三十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第二種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は

申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

四 第二十九条第一項の登録を受けた者(以下「第二種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

五 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手続の特例)

第三十二条 国土交通大臣は、道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業

者(以下「自動車分解整備事業者」という。)であつて第二十九条第一項の登録を受けようとするものが、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面に主務省令で定める書類を添えて申し出た場合においては、その者に係る同条第二項第四号に掲げる事項が前条第一項に規定する基準に適合していないと認める場合又は当該書面若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合を除き、当該フロン類の回収の業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該添付書類を添えて、その者に係る第二十九条第二項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を通知するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる事項

二 その他国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る者について、第二十九条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。ただし、その者が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 国土交通大臣は、前項の規定により第二十九条第一項の登録を受けた者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を第一項の規定による通知を行った都道府県知事に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、第一号に掲げる事由が生じた旨の通知を行う場合において、当該通知に係る事項について次条第二項において準用する第十三条第一項

に規定する主務省令で定める書類があるときは、当該書類を添付するものとする。

一 第一項の規定による通知に係る事項に変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）があった場合（次号に該当する場合を除く。）

二 その者の第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が前条第一項に規定する基準に適合しなくなったと認める場合

三 その者について、次条第二項において準用する第十五条第一項の規定による届出があった場合

四 その者について、道路運送車両法第八十四条の規定により自動車分解整備事業の認証が効力を失った場合又は同法第九十三条の規定により当該認証が取り消された場合

4 第三十条第二項の規定は第二項本文の規定により登録をした場合に、前条第二項の規定は第二項ただし書の規定により登録をしないことを決定した場合に準用する。

5 国土交通大臣は、第一項の規定による申出をした者について同項の規定による通知をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

6 第二項及び第四項の規定は、第三項の規定により同項第一号に掲げる事由が生じた旨の通知があった場合に準用する。

7 第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について、第三項前段の規定により同項第四号に掲げる事由が生じた旨の通知があったときは、当該第一種フロン類回収業者

は、当該通知があった日に、第三十条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、当該通知を受けた都道府県知事は、当該第二種フロン類回収業者にその旨を通知しなければならない。

8 前項後段の規定による通知を受けた第二種フロン類回収業者に係る次条第一項において準用する第十二条第三項に規定する登録の有効期間は、次条第一項において準用する第十二条第一項の規定にかかわらず、当該通知があった日から三月を経過する日に満了するものとする。

9 都道府県知事は、第一項又は第三項の規定による通知に係る者について、第二項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録をしたとき、又は登録をしないことを決定したときは、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

（準用等）
第三十三条 第十二条から第十八条まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者（次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。）について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第九条第一項」とあるのは「第二十九條第一項」と、同条第二項中「第九条第二項、第十条及び前条」とあるのは「第二十九條第二項、第三十条及び第三十一条」と、第十三條第一項中「第九条第二項各号」とあるのは「第二十九條第二項各号」と、同条第二項中「第十条及び第十一條」とあるのは「第三十条及び第三十一条」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「都道府

県知事（第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者」とあるのは「第二種フロン類回収業者」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第十三條第一項若しくは第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第三十三條第一項において準用する第十七條第一項」と、第十七條第一項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同項第三号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一條第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一條第二項」とあるのは「第三十一條第二項」と、第十八條中「第九条から前条まで」とあるのは「第二十九條から第三十一條まで及び第三十三條第一項において準用する第三十一條から第三十七條まで」と、第二十二條第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第二種特定製品」と読み替えるものとする。

2 第十三條第一項、第十四條から第十八條まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、前条第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第九条第二項各号」とあるのは「第三十二條第一項各号」と、「主務省令で定める軽微な」とあるのは「同項第一号に掲げる事項に係る変更にあつては主務省令で定

める軽微なものを、同項第二号に掲げる事項に係る変更にあつては国土交通省令で定める軽微な」と、「その旨を都道府県知事」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「その旨を都道府県知事（第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事）」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者」とあるのは「第二種フロン類回収業者」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第十三條第一項若しくは第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第三十三條第一項において準用する第十七條第一項」と、第十七條第一項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同項第三号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一條第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一條第二項」とあるのは「第三十一條第二項」と、第十八條中「第九条から前条まで」とあるのは「第二十九條から第三十一條まで及び第三十三條第一項において準用する第三十一條から第三十七條まで」とあるのは「第二十九條から第三十二條まで並びに第三十三條第二項において準用する第三十三條第一項及び第十四條か

ら第十七条まで、第二十二條第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第二種特定製品」と読み替えるものとする。

第三十四條 都道府県知事は、前条において準用する第二十二條第二項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(第二種特定製品廃棄者の引渡義務)

第三十五條 使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第二種特定製品廃棄者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第二種特定製品引取業者に対し、当該第二種特定製品を引き渡さなければならない。

(第二種特定製品引取業者の引取義務)

第三十六條 第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品廃棄者から前条に規定する第二種特定製品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該第二種特定製品を引き取らなければならない。

(第二種特定製品引取業者の引渡義務)

第三十七條 第二種特定製品引取業者は、前条の規定により引き取った第二種特定製品に冷媒としてフロン類が充てんされている場合には、第二種フロン類回収業者に対し、当該第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等(第三十九條第一項に規定する製造等という。)をした者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した書類(以下「自動車フロン類管理書」という。)を添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引取義務)

第三十八條 第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引渡義務)

第三十九條 第一種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合その他主務省令で定める場合を除き、次条第一項の規定により当該フロン類を引き取るべき自動車製造業者等(自動車の製造等(製造する行為(他の者外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。))の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))を受けて行うものを除く。)、輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。))又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。))を業として行う者をいう。以下同じ。))に対し、第三十七條の規定により添付された自動車フロン類管理書に主務省令で定める事項を記載し、これを添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、次条第一項の規定によりフロン類を引き取るべき自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確知することができないときは、同項、第四十一條、第五十七條第一項及び第二項、第五十八條、第六十條第一項並びに第六十一條の規定により自動車製造業者等が行う事務を適正かつ確実に行うことができる者として、主務省令で定めるところにより、主務大臣が指定する者(以下「指定義務者」という。))に対し、前項の規定の例により当該フロン類を引き渡さなければならない。

3 第二種フロン類回収業者は、前二項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(自動車製造業者等の引取義務)

第四十條 自動車製造業者等(指定義務者を含む。))は、その製造等をした自動車(自動車製造業者等にあつては、その者が他の自動車製造業者等について相続、合併若しくは分割(その製造等の事業を承継させるものに限る。))があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の自動車製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した自動車製造業者等が製造等をした自動車を含み、指定義務者にあつては、その製造等をした自動車製造業者等が存せず、又は自動車製造業者等を確知することができない自動車をいう。以下同じ。))に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされていたフロ

ン類について、第二種フロン類回収業者から引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 自動車製造業者等(指定義務者を含む。以下同じ。))は、前項の規定によるフロン類の引取り及び次条第一項の規定によるフロン類の引渡しに関する事務を他の者に委託して行うことができる。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十一條 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五條第二号二に規定するフロン類破壊業者に對し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(指導及び助言)

第四十二條 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に対し、第三十六條の規定による第二種特定製品の引取り、第三十八條第一項の規定によるフロン類の引取り又は第三十七條若しくは第三十九條第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 主務大臣は、自動車製造業者等に対し、第四十條第一項の規定によるフロン類の引取り又は前条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実

施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に關し必要な指導及び助言をすることができる。

(勸告及び命令)

第四十三条 都道府県知事は、第二種フロン類回収業者が第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に關する基準又は第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に關する基準を遵守していないと認めるときは、当該第二種フロン類回収業者に對し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勸告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勸告をしようとする場合において、当該勸告に係る第二種フロン類回収業者が第三十二条第二項の規定により登録を受けた者であるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

3 主務大臣は、自動車製造業者等が第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に關する基準を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勸告をすることができる。

4 都道府県知事は、正当な理由がなく前条第一項に規定する引取り又は引渡しをしない第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者があるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に對し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勸告をすることができる。

5 主務大臣は、正当な理由がなく前条第二項に規定する引取り又は引渡しをしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等

に對し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勸告をすることができる。

6 都道府県知事は、第一項又は第四項の規定による勸告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくその勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に對し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7 主務大臣は、第三項又は第五項の規定による勸告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくその勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に對し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 フロン類の破壊

(フロン類破壊業者の許可)

第四十四条 特定製品に冷媒として充てんされてあるフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 破壊しようとするフロン類の種類

四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力

五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法
六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第四十五条 主務大臣は、前条第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に關する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 第四十九条の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

ニ 前条第一項の許可を受けた者(以下「フロン類破壊業者」という。)で法人であるものが第四十九条の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

ホ 第四十九条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(許可の更新)

第四十六条 第四十四条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第四十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃棄等の届出)

第四十八条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 フロン類の破壊の業務を廃止した場合 フロン類破壊業者であつた個人又はフロン類破壊業者であつた法人を代表する役員
 - 六 フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 フロン類破壊業者である個人又はフロン類破壊業者である法人を代表する役員
- 2 フロン類破壊業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至ったときは、当該フロン類破壊業者に対する第四十四条第一項の許可は、その効力を失う。
- (許可の取消し等)
- 第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。

二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第四十五条第二号イ、ニ又はへのいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

(フロン類破壊業者名簿)

第五十条 主務大臣は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

第五十一条 第四十四条から前条までに定めるもののほか、フロン類破壊業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第五十二条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から第二十一条第一項又は第四十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、前項の規定によりフロン類を引き取つたときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従つて、当該フロン類を破壊しなければならない。

3 フロン類破壊業者は、第一項の規定による引取りに係るフロン類の破壊に要する費用に関し、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者

者等に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

(破壊量の記録等)

第五十三条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄者、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品廃棄者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第五十四条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第五十二条第一項の規定によるフロン類の引取り又は同条第二項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 費用負担

(第一種特定製品廃棄者の費用負担)

第五十六条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品廃棄者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品廃棄者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金)

第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に

する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 費用負担

(第一種特定製品廃棄者の費用負担)

第五十六条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品廃棄者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品廃棄者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金)

第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に

対し、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に關し、第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務大臣が定める基準に従って自動車製造業者等が定める料金を請求することができる。	勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	条第一項若しくは第二項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
2 自動車製造業者等は、前項の規定による請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じて料金を支払わなければならない。	2 自動車製造業者等は、前項の規定による請求に供する者は、前項の規定による請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。	2 第二種フロン類回収業者は、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類に添付した自動車フロン類管理書の写しを当該引渡しを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。	2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
3 自動車製造業者等は、前項に規定する料金の支払に關する事務を他の者に委託して行うことができる。	2 自動車運行の用に供する者は、前項の規定による請求に供する者に請求する料金の公表	3 自動車製造業者等は、第四十条第一項の規定により引き取つたフロン類に添付された自動車フロン類管理書を当該引取りを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。	3 主務大臣は、自動車製造業者等が、前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
(第二種フロン類回収業者に支払う料金の公表) 第五十八条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。	第六十一条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により自動車運行の用に供する者に対し請求する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。	4 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品廃棄業者又は自動車製造業者等から、これらの者に係る第一項又は第二項の規定により保存する自動車フロン類管理書の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	4 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第五十九条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金が第五十七条第一項に規定する基準を著しく逸脱していると認めるときその他第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。	第六十二条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金について、第二種特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。	(勧告及び命令) 第六十四条 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、自動車フロン類管理書に關し、第三十七条、第三十九	(フロン類の放出の禁止) 第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大氣中に放出してはならない。

一 当該フロン類をみだりに大氣中に放出してはならないこと。

二 当該特定製品(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあつては、使用済自動車に係るもの)を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 当該フロン類の種類及び数量(特定製品の整備の際の遵守事項)

第六十七条 第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たつては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従つて行わなければならない。

2 第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たつては、第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従つて行わなければならない。

(主務大臣によるフロン類製造業者等への協力要請)

第六十八条 主務大臣は、フロン類又は特定製品の製造等を行う事業者に対し、第五条に規定する責務にのっとりフロン類に代替する物質で

あつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めることを要請するとともに、国が第七十条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第七十六条及び第七十七条の規定により講ずる措置に関し、フロン類及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロン類の回収及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の適正かつ確実な回収及び破壊を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。(都道府県知事に対する情報の提供その他の措置)

第六十九条 経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣は、第二種特定製品引取業者の登録及び第二種フロン類回収業者の登録の円滑な実施に資するため、都道府県知事に対し、自動車の販売を行う事業者、自動車分解整備事業者、自動車の解体を行う事業者その他の事業者であつて、第二種特定製品の引取り又は第二種特定製品に係るフロン類の回収を業として行おうとするものに関する情報の提供を行うように努めなければならない。

(報告の徴収)

第七十条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者に對し、フロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第七十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第七十二条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等、フロン類破壊業者、第一種特定製品の整備を行う者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第七十三条 主務大臣は、第二十二條第三項若しくは第三十四條の規定による通知又は第五十三条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表する

ものとする。
(環境大臣によるフロン類破壊業者に關する調査請求)

第七十四条 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、当該フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

(国の援助)

第七十五条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進するために必要な資金の確保、技術的助言その他の援助に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第七十六条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進してフロン類の大氣中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の回収及び破壊に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第七十七条 国は、フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の

支障の防止に関する研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

第七十八條 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(主務大臣等)

第七十九條 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三条に規定する指針のうち第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第七十二条の規定による資料の提出の要求に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第三十二条第一項及び第三十三条第一項及び第三十八條第二項並びに第三十九條第三項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第八十條 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

4 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第二章に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

(経過措置)

第八十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第八十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項、第二十五條第一項又は第二十九條第一項の規定に違反して登録を受けないでフロン類の回収又は使用済自動車に係る第二種特定製品の引取りを業として行った者

二 不正の手段によって第九條第一項、第二十五條第一項又は第二十九條第一項の登録(第十二條第一項(第二十八條及び第三十三條第一項において準用する場合を含む。))の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第十七條第一項(第二十八條及び第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第四十四條第一項の規定に違反して許可を

受けないでフロン類の破壊を業として行った者

五 不正の手段によって第四十四條第一項の許可(第四十六條第一項の許可の更新を含む。)を受けた者

六 第四十七條第一項の規定に違反して第四十四條第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

七 第四十九條の規定による業務の停止の命令に違反した者

八 第六十五條の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出した者

第八十三條 第二十四條第三項、第四十三條第六項若しくは第七項、第五十五條第三項、第五十九條第二項、第六十二條第二項又は第六十四條第二項若しくは第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十四條 第十三條第一項(第二十八條及び第三十三條において準用する場合を含む。))又は第四十七條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項(第三十三條において準用する場合を含む。))又は第五十三條第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

二 第二十二條第二項(第三十三條において準用する場合を含む。))、第五十三條第三項又は

第七十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十三條第一項から第三項までの規定に違反して、自動車フロン類管理書又はその写しを保存しなかった者

四 第七十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十二條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五條第一項(第二十八條及び第三十三條において準用する場合を含む。))又は第四十八條第一項の規定による届出を怠った者

二 第六十六條の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第九条から第十八條まで、第四十四條から第五十一條まで、第七十條(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。))、第七十一條(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。))、第七十九條から第八十一条まで、第八十二條第一号(第九条第一項

に係る部分に限る。)、第二号(第九条第一項に係る部分に限る。)、第三号(第二十八条及び第三十三条において準用する第十七条第一項に係る部分を除く。)、及び第四号から第七号まで、第八十四条(第二十八条及び第三十三条において準用する第十三条第一項に係る部分を除く。)、第八十五条第二号(第七十条第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、及び第四号(第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条第一号(第二十八条及び第三十三条において準用する第十五条第一項に係る部分を除く。)、並びに次条第一項から第四項までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三十三条において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条(同条第二項の規定による指定に係る部分を除く。)、第四十条から第四十三条まで、第五十二条(第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。)、第五十七条から第六十四条まで、第六十七条第二項、第七十条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第八十三条(第二十四条第三項及び第五十五条第三項に係る部分を除く。)、並びに第八十五条第一号(第三十三条において準用する第二十二條第一項に係る部分に限る。)、第二十二号(第三十三条において準用する第二十二

条第二項に係る部分及び第七十条(自動車製造業者等に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三号及び第四号(第七十一条第一項中自動車製造業者等に係る部分に限る。))の規定、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の翌日から平成十四年十月三十一日までの間において政令で定める日

三 第七十八条並びに附則第四条及び第五条の規定、公布の日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一種フロン類回収業を行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第十一條第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、第九條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業を行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあつては、同項後段の登録又は登録の拒否の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第十七條第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)、及び第二項、第十九條から第二十一条まで、第二十二條第一項及び第二

項、第二十三條、第二十四條、第五十二條第一項及び第三項、第五十三條第二項、第五十六條並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第四十四條第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあつては、同項後段の許可又は不許可の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を主務大臣の許可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一條第一項、第二十二條第一項及び第二項、第四十九條(許可の取消しに係る部分を除く。)、第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項、第七十条から第七十二条まで並びに第七十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

5 この法律の施行の際現に第二種特定製品引取業を行っている者は、施行日から前条第二号に

規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第二十七條第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、第二十五条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引取業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種特定製品引取業者とみなして、第二十八条において準用する第十七條第一項(登録の取消しに係る部分を除く。))及び第二項、第三十五条から第三十七条まで、第三十八條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第四項及び第六項、第五十三條第二項、第六十三條第一項及び第四項、第六十四條第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

7 この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第三十一條第一項若しくは第三十二条第二項ただし書の規定による登録を拒否する処分又は同条第一項の規定による通知をしないこととの決定があつたときは、当該処分又は決定のあつた日までの間)は、第二十九條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の

申請又は第三十二条第一項の規定による申出をした場合において、その期間を経過したときは、その申請又は申出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の規定による通知をしないことの決定があるまでの間も、同様とする。

8 前項後段の規定により引き続き第二種フロン類回収業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種フロン類回収業者とみなして、第三十三条において準用する第十七条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第三十三条において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四項及び第六項、第五十三條第二項、第五十七條第一項、第六十三條第一項、第二項及び第四項、第六十四條第一項及び第二項並びに第七十條から第七十二條までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三條 施行日から附則第一條第二号に規定する政令で定める日の前日までの間における第八十二條の規定の適用については、同条第八号中「特定製品」とあるのは、「第一種特定製品」とする。

(検討)

第四條 政府は、第二種特定製品に関し、第六十條の規定により自動車製造業者等がその製造等をした自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討を加え、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。

ものとする。

2 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環的な利用の中で一体的に行われることが適当であることにかんがみ、使用済自動車の循環的な利用に関する法律の検討に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン類の回収及び破壊に関する規定について廃止を含めた見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五條 政府は、冷媒以外の用途に使用されているフロン類の回収及び破壊等に関する調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、特に、断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等については、速やかに調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十四日

経済産業委員長 加藤 紀文

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進する体制の強化を図るため、当該試験研究を政府等以外の者に委託して行う等の業務を通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に行わせることともに、基盤技術研究促進センターを解散する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十三年年度産業投資特別会計予算に、通信・放送機構出資金として百三十億円、新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金として百三十億円の合計二百六十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国の基礎研究及び産業技術力の維持強化の必要性が増大していることにかんがみ、今後とも民間の創意を活かした基盤技術研究の一層の促進に努めるとともに、研究開発費の政府負担の増加を図ること。

二 基本方針については、省庁の所管を超えた学際的、融合的な研究開発に配意し、新たな科学技術基本計画と有機的に連携した整合性のあるものとする。

また、研究開発の成果の実用化を促進する必要性及び近年の加速度的な技術革新に迅速に対応するため、柔軟に見直しを行うこと。

三 新エネルギー・産業技術総合開発機構及び通信・放送機構が行う新たな委託事業の案件の採択、評価の実施等に当たっては、今日までの基盤技術研究促進センターの出融資事業等の採択案件の評価・反省を踏まえた上で、技術・経営等の外部の専門家からなる機関等に評価を委ね、評価のルールとプロセス、結果を公表すること。

また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織・業務が、近年逐次拡大してきている実態にかんがみ、同機構の業務を厳正に見直し、その合理化・効率化の徹底に努めること。

四 中小・ベンチャー企業が、両機構が行う新たな委託事業を十分に活用できるよう、その運用に万全を期すること。

五 現下の厳しい財政事情から、産業投資特別会計に帰属するNTT株式の配当益の有効利用の在り方について不断の見直しを行うことが必要であり、その結果等を踏まえ、両機構の民間基盤技術研究促進事業の財源措置の在り方についても、所要の検討を行うこと。

案

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三條により送付する。

平成十三年四月五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律

第一条 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 国の財産の利用等(第三条―第五条)」を「第二章 国の財産の利用等(第三条―第

五条)」に、「第七節 補則(第四十五条―第四十七条)」を「第七節 補則(第四十五条―第四十七

第三節の二 通信・放送機構及び新エネ
第一節 通信・放送機構の業務(第四十
第二節 新エネルギー・産業技術総合

ルギー・産業技術総合開発機構の業務
七条の二―第四十七条の五)
開発機構の業務(第四十七条の六―第四十七条の九)」
八条の二」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 基本方針

(基本方針)

第五条の二 総務大臣及び経済産業大臣は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進の目標に関する事項

二 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進を重点的に図るべき基盤技術の分野に関する事項

三 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の成果の普及に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する重要事項

3 総務大臣及び経済産業大臣は、基本方針を

に、「(第四十八条)」を「(第四十八条・第四十

定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十一条中、「副理事長一人を削り、「四人」を「二人」に改める。

第二十二條第三項を削り、同条第四項中「理事長及び副理事長」を「及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十三條第二項中「副理事長及び」を削る。

第二十六條第三項中「副理事長又は」を削る。

第二十七條中、「理事長又は副理事長」を「又は理事長」に改める。

第三十一条第一項第二号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第八号を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第六項中「第三十一条第二項又は」を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第一節 通信・放送機構の業務

(通信・放送機構の業務)

第四十七條の二 通信・放送機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間において行われる基盤技術(電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。))の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち総務省の所掌に係るものに限る。以下この条において「通信・放送基盤技術」という。)に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。

一 通信・放送基盤技術に関する試験研究を政府等政府及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。第四十七條の六第一号において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

二 海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいすること。

三 通信・放送基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

四 通信・放送基盤技術に関し調査すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(実施計画)
第四十七條の三 通信・放送機構は、総務省令で定めるところにより、前条に規定する業務

の実施計画を作成し、毎事業年度、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の実施計画は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

(特別の勘定)

第四十七條の四 通信・放送機構は、第四十七條の二に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(機構法の特例)

第四十七條の五 第四十七條の二の規定により通信・放送機構の業務が行われる場合には、機構法第五條第四項中「研究開発出資業務」という。)とあるのは「研究開発出資業務」という。)に必要資金、基盤技術研究円滑化法(以下「基盤法」という。)第四十七條の二に規定する業務」と、機構法第三十四條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び基盤法第四十七條の四に規定する特別の勘定(以下「基盤技術研究促進勘定」という。))と、同条第三項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び基盤技術研究促進勘定」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び基盤法」と、機構法第三十九條及び第四十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は基盤法」と、機構法第四十一條第二項中「研究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資、基盤技術研究促進勘定に係る出資」と、機構法第四十二條第一項中「及び研究開発出資勘定」と

第四十八条の二中「第四十七条の二を」第七條に、「第四十七条の六を」第十一條に改め、同条を第十五條とする。

第五章を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二条並びに次条から附則第四條まで及び附則第六條から第十六條までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基盤技術研究促進センターの解散等)

第二条 基盤技術研究促進センター(以下「センター」という。)は、前条ただし書に規定する政令で定める日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、政令で定めるところにより、その解散の時において通信・放送機構又は新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」という。)が承継する。

2 センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(センターの資産の承継に伴う出資の取扱い)

第三条 前条第一項の規定により通信・放送機構又は開発機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、同項の規定によるセンターの解散の時(以下「解散時」という。)までに政府及び政

府以外の者からセンターに対して出資された額(次項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。)は、それぞれその承継に際し、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から通信・放送機構又は開発機構に、附則第六條及び第七條に規定する通信・放送機構の業務(以下「通信・放送承継業務」という。)又は附則第十三條において準用する附則第六條及び附則第十四條に規定する開発機構の業務(以下「鉱工業承継業務」という。)に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

この場合において、通信・放送機構又は開発機構は、それぞれ通信・放送機構法昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第五條第二項又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第十四條第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 センターが第一條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一條第一項第一号及び第二條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一條第一号の規定による出資に基づいて取得した株式(以下単に「株式」という。)を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については解散時において、政令で定めるところにより、センターに対し政府及び政府以外の者から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要し

た費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については解散時において、政令で定めるところにより、センターに対する政府及び政府以外の者の出資はなかったものとする。

(センターの権利及び義務の承継に伴う積立金又は繰越欠損金の取扱い)

第四条 附則第二條第一項の規定により通信・放送機構又は開発機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際第二條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十八條第一項又は第三項に規定する積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、附則第九條に規定する特別の勘定又は附則第十三條において準用する附則第九條に規定する特別の勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(センターの業務の特例)

第五条 センターは、この法律の施行の日から附則第二條第一項の規定による解散の日の前日までの間においては、第一條の規定による改正後の基盤技術研究円滑化法第三十一條の規定にかかわらず、同条第一号に規定する業務のうち次の各号に掲げるものを行わないものとする。

一 平成十三年三月三十一日までに基盤技術研究円滑化法第三十一條第一号の規定によりセンターが締結した出資契約(センターが基盤技術に関する試験研究を行う者に対して当該試験研究に必要な資金の出資を行うことを約する契約をいう。)に係る出資以外の出資を行うこと。

二 平成十三年三月三十一日までに基盤技術研

究円滑化法第三十一條第一号の規定によりセンターが締結した貸付契約に係る貸付け以外の貸付けを行うこと。

(通信・放送機構が承継する株式に関する業務)

第六條 通信・放送機構は、機構法第二十八條第一項に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、附則第二條第一項の規定により承継した株式の処分を行う。

2 通信・放送機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(通信・放送機構が承継する貸し付けられた資金に係る債権に関する業務)

第七條 通信・放送機構は、第一條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一條第一項第一号及び第二條の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一條第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権(附則第二條第一項の規定により承継したものに限る。)の回収が終了するまでの間、機構法第二十八條第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

2 通信・放送機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(通信・放送機構の業務の委託等)

第八條 通信・放送機構は、総務大臣の認可を受けて、前条第一項に規定する業務について、金融機関その他政令で定める法人に対し、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による総務大臣の認可があった場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができ。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(通信・放送承継勘定)

第九条 通信・放送機構は、通信・放送承継業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「通信・放送承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(通信・放送機構による株式の処分終了時における出資の取扱い)

第十条 附則第六条第一項の規定による株式の処分により生じた収入の総額が解散時における当該株式の帳簿価額の総額を超えるときはその差額に相当する額については附則第二条第一項の規定により通信・放送機構がセンターから承継したすべての株式の処分が終了した日(以下「処分終了日」という。)において、政令で定めるところにより、通信・放送機構に対し附則第三条第一項の政府及び政府以外の者から通信・放送承継業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとし、通信・放送機構は、機構法第五条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が解散時における当該株式の帳簿価額の総額を下回るときはその差額に相当する額については処分終了日において、政令で定めるところにより、通信・放送機構に対する附則第三条第一項の政府及び政府以外の者の出資はなかつたものとし、通信・放

送機構はその額により資本金を減少するものとする。

(通信・放送承継勘定の廃止等)

第十一条 通信・放送機構は、通信・放送承継業務を終えたときは、通信・放送承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際通信・放送承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を附則第三条第一項の政府及び政府以外の者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2 通信・放送機構は、前項の規定により通信・放送承継勘定を廃止したときは、その廃止の際通信・放送承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(機構法の特例)

第十二条 附則第六条及び第七条の規定により通信・放送機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第四項中「研究開発出資業務」という。「とあるのは、「研究開発出資業務」という。に必要資金、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第六条及び第七条に規定する業務」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは、「この法律及び改正法附則」と、機構法第三十九条中「この法律」とあるのは、「この法律又は改正法附則の規定」と、機構法第四十条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は改正法附則の規定」と、「若しくは受託金融機関に対し」とあるのは、「若しくは受託金融機関又は改正法附則の規定」と、受託金融機関若しくは改正法附則第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者に対し」と、「若しくは受託金融機関」とあるのは、「受託金融機関若しくは同

項の規定により業務の委託を受けた者の」と、「ただし、受託金融機関」とあるのは「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた者」と、機構法第四十一条第二項中「研究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資、改正法附則第九条に規定する特別の勘定(以下「通信・放送承継勘定」という。)に係る出資」と、機構法第四十二条第一項中「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定、通信・放送承継勘定」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第三十六条」とあるのは「第三十六条若しくは改正法附則第八条第一項」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(改正法附則第六条及び第七項に規定する業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(改正法附則第六条及び第七項に規定する業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十四条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは改正法附則第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、機構法第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は改正法附則」と、同条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項並びに改正法附則第六条及び第七項」とする。

(開発機構への準用)

第十三条 附則第六条及び第八條から第十一条までの規定は、開発機構について準用する。この場合において、附則第六条第一項中「機構法第二十八條第一項」とあるのは「石油代替エネルギー

ギー法第三十九條第一項及び第二項」と、附則第八条第一項中「総務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「前条第一項」とあるのは「附則第十四條第一項及び第二項」と、同条第二項中「総務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、附則第九条中「通信・放送承継業務」とあるのは「鉱工業承継業務」と、「通信・放送承継勘定」とあるのは「鉱工業承継勘定」と、附則第十條中「附則第六條第一項」とあるのは「附則第十三條において準用する附則第六條第一項」と、「通信・放送承継業務」とあるのは「鉱工業承継業務」と、「機構法第五條第二項」とあるのは「石油代替エネルギー法第十四條第三項」と、附則第十一條第一項中「通信・放送承継業務」とあるのは「鉱工業承継業務」と、「通信・放送承継勘定」とあるのは「鉱工業承継勘定」と、同条第二項中「通信・放送承継勘定」とあるのは「鉱工業承継勘定」と読み替えるものとする。

(開発機構が承継する貸し付けられた資金に係る債権に関する業務等)

第十四条 開発機構は、第一条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一項第一号及び第二項の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権(附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。)並びに次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、石油代替エネルギー法第三十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

2 開発機構は、平成十三年三月三十一日までに基盤技術研究円滑化法第三十一条第一項第一号

平成十三年六月十五日 参議院會議録第三十二号

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案
正する法律案

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改

四〇

の規定によりセンターが締結した貸付契約附則第二項第一項の規定により承継したものに限る。のうち解散時において、まだ、その履行を完了していないものがあるときは、附則第二項第一項の規定によるセンターの解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該貸付契約に係る貸付けを行うことができる。

3 開発機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

(石油代替エネルギー法の特例)

第十五条 附則第十三条において準用する附則第六条及び前条の規定により開発機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第十三条において準用する改正法附則第六条及び改正法附則第十四条」と、石油代替エネルギー法第五十二条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び改正法附則並びにこれらに基づく政令」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は改正法附則の規定」と、石油代替エネルギー法第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は改正法附則の規定」と、「若しくは受託金融機関に対し」とあるのは、「若しくは金融機関若しくは改正法附則第十三条において

準用する改正法附則第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者に対し」と、「若しくは受託金融機関」とあるのは、「受託金融機関若しくは同項の規定により業務の委託を受けた者の」と、「ただし、受託金融機関」とあるのは、「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた者」と、石油代替エネルギー法第五十六条第一号中「又は第四十九条」とあるのは「若しくは第四十九条又は改正法附則第十三条において準用する改正法附則第八条第一項」と、石油代替エネルギー法第五十八条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは改正法附則第十三条において準用する改正法附則第八条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、石油代替エネルギー法第五十九条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は改正法附則」と、同条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに改正法附則第十三条において準用する改正法附則第六条及び改正法附則第十四条」とする。

(罰則の経過措置)

第十六条 第二十一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(機構法の一部改正)

第十八条 機構法の一部を次のように改正する。

第十八条中「三人」を「四人」に改める。

(石油代替エネルギー法の一部改正)

第十九条 石油代替エネルギー法の一部を次のように改正する。

第二十八条中「十人」を「十一人」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条のうち石油代替エネルギーの開発及び

導入の促進に関する法律第二十八条の改正規定中「十人」を「十一人」に、「八人」を「九人」に改める。

審査報告書

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

平成十三年六月十四日

国土交通委員長 今泉 昭

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、これらの会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日

本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、JR東日本、JR東海及びJR西日本は、旅客需要に対応した輸送力の確保、利用者サービスの向上、鉄道施設のバリアフリー化、及び輸送の安全確保等に資する体系的、計画的、重点的な設備投資に努めるとともに、運賃・料金については、適正な水準を維持するよう心掛けること。

二、JR東日本、JR東海及びJR西日本は、本法施行後にあつても、需要を積極的に開拓するなど、できる限り経営努力によりローカル線の維持に努めること。

また、全国の各地域における住民の足である地方鉄道について、支援方策の見直し等によりがたい場合には、いわゆる「上下分離方式」の導入も検討すること。

三、JR各社の営業エリアにおいて整備が進められている高速道路の延伸等により参入する他の交通機関との競争の激化という経営環境の変化を踏まえ、各社は自らの責任を果たすべき経営の効率化、重点化等を推進することとし、あわ

せて地方交通の維持のため、政府はJRバスについても補助制度の導入を速やかに図ること。

四、JR北海道、JR四国及びJR九州は、早期の純民間会社化に道筋をつけるため、安定した経営基盤の確立に努力するとともに、国は、現下の厳しい鉄道経営環境にかんがみ、各社の経営動向を踏まえつつ、経営改善に資する所要の支援措置を講ずること。

また、JR貨物は、あらゆる経営改善のための努力を行うとともに、国は、環境等に配慮した交通体系を構築する観点から、JR貨物の経営動向を踏まえつつ、その経営改善に資する所要の支援措置を講ずること。

五、本法附則第二条第一項の指針は、JR東日本、JR東海及びJR西日本が純民間会社とされることにかんがみ、その運用基準の明確化、及び透明性を確保するとともに、本法附則第三条及び第四条の措置は必要な場合に限り発動することとし、これら規制については、適宜必要な見直しを行うこと。

六、将来の金利や景気の動向の次第では、JR各社の健全な経営に影響を及ぼしかねない程の巨額に達する長期債務の返済について、その支援に資する所要の措置を講ずること。

七、社会政策的見地から各種交通機関において実施される運賃割引による減収分については、内部補助によることなく、国等が今後別途財源手当てを行うことも含めて検討すること。

八、先の省庁統合の成果を遺憾なく活かし、陸海空にわたる総合的な交通体系の構築を推進するとともに、交通政策にかかる予算、税制につい

て広くその在り方を検討すること。

九、いわゆるJR不採用問題については、現在、人道的な見地から関係者間で努力が続けられているところであるが、政党間協議等の今後の対応を見守りつつ適切に対処すること。

十、JR各社は、関連事業分野における事業展開に際して、適切な労働力の確保に努めるとともに、当該進出地域の振興及び中小企業者への影響等に配慮すること。

右決議する。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十三年五月三十一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二條中、「東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社」を削る。

第十二條の見出しを「(旅客会社の経営安定基

金)に改め、同条第一項中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下「北海道旅客会社等」という。))を「旅客会社」に改め、同条第二項及び第五項中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改める。

第二十一條中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から「施行日」という。から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。(指針の公表等)

第二条 国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第一条の趣旨にのっとり実施された日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、次に掲げる者(以下「新会社」という。))が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 この法律による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律(以下「旧法」という。))により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社

二 施行日の前日において前号に掲げる者が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、

合併若しくは分割又は相続により施行日以後経営する者であつて、その営む事業の内容、規模、出資者等を勘案して国土交通大臣が指定するもの

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 会社間(新会社の間又は新会社とこの法律による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律第一条第三項の会社との間をいう。以下同じ。))における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項

二 日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たつての利用者の利便の確保に関する事項

三 新会社がその事業を営む地域において当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害又はその利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項

(指導及び助言)

第三条 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経営を確保するため必要があるときは、新会社に対し、その事業経営について必要な指導及び助言をすることができ、(勧告及び命令)

第四条 国土交通大臣は、指針に照らし、新会社が正当な理由がなくて当該新会社が経営する鉄

道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社とその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保のために必要な事業経営を行っていないと認めるときは、当該新会社に対し、その事業経営に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた新会社がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた新会社が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合であつて、当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社とその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保が著しく阻害されている事実があると認めるときは、当該新会社に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前項の命令をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(罰則)

第五条 前条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

(経過措置)

第六条 附則第二条第一項第一号に掲げる者は、施行日の前に、施行日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。

2 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。

第七条 施行日の前に附則第二条第一項第一号に掲げる者が発行した債券及び利札並びに当該債券又は当該利札を失った者に交付するために施行日以後に同号に掲げる者が発行する債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第八条 附則第二条第一項第一号に掲げる者の施行日の属する営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第九条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新会社に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十九条第一項から第四項までの規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。)第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなす。

2 新会社の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険

者の同法による保険料率については、新会社の事業所又は事務所の平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。

3 平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項から第五項までの規定の適用については、新会社を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

(新会社に対する日本国有鉄道改革法等施行法の規定の適用)

第十一条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第二十七条第十四項の規定の適用については、新会社を同法第二条第六号に規定する承継法人とみなす。

(新会社に関する運輸施設整備事業団法の規定の適用)

第十二条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)第二十条第五項第一号の規定の適用については、新会社を新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)第二条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。

(新会社に対する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定の適用)

第十三条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十八号)第二十五条の規定の適用については、新会社を同法第九条に規定する承継法人とみなす。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第十四条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関

する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「旅客会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十五条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百七十六条中「旅客会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第三十五号中「規定する旅客会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。第三百四十九条の三第二十三項において「旅客会社法改正法」という。)附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、「旅客会社」を「旅客会社等」に改め、同条第五項中「旅客会社」を「旅客会社等」に改める。

第三百四十九条の三第二十三項中「附則第二十三條第八項の規定により」の下に「旅客会社法改正法による改正前の」を加える。

附則第十条第六項中「規定する旅客会社」の下

に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二項第一項に規定する新会社(以下本項において「旅客会社等」という。)を加え、「当該旅客会社」を「当該旅客会社等」に改める。

附則第十一條第十項中「に東海旅客鉄道株式会社を」に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。以下本項において「旅客会社法改正法」という。)附則第二項第一項第一号に規定する東海旅客鉄道株式会社(以下本項において「東海旅客鉄道株式会社」という。)に、「が平成十二年四月一日を」又は旅客会社法改正法附則第二項第二号に掲げる者(旅客会社法改正法の施行の日の前日において東海旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。)が旅客会社法改正法の施行の日」に改める。

附則第十五條第四十一項中「規定する旅客会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。次条第一項において「旅客会社法改正法」という。)附則第二項第一項に規定する新会社(以下本項において「旅客会社等」という。)を加え、「当該旅客会社」を「当該旅客会社等」に改める。

附則第十五條の二第二項各号中「又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社」を「若しくは

第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社法改正法附則第二項第一項に規定する新会社」に改める。

附則第三十二條の九第二項中「に東海旅客鉄道株式会社を」に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号。以下本項において「旅客会社法改正法」という。)附則第二項第一項第一号に規定する東海旅客鉄道株式会社(以下本項において「東海旅客鉄道株式会社」という。)に改め、「東海旅客鉄道株式会社」の下に「又は旅客会社法改正法附則第二項第一項第二号に掲げる者(旅客会社法改正法の施行の日の前日において東海旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)
第十七條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは、を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第百八十八号)第一条第三項に規定する会社」とあるのは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第百八十八号)第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二項第一項に規定する新

会社」と、及び西日本電信電話株式会社」とあるのはに改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十八條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の八の見出し中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改め、同条第一項中「第十二條第一項を」第一条第一項に、「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改め、同条第二項及び第三項中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改める。

第七十一條の九第三項、第七十一條の十第二項、第七十一條の十一第二項及び第七十一條の十二第二項中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改める。

第八十四條第二項中「規定する承継法人」の下に「(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に規定する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第十三條の規定により当該承継法人とみなされる同法附則第二條第一項に規定する新会社を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第八十四條の二中「規定する旅客会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に規定する法律の一部を改正する法律(附則第二條第一項に規定する新会社)を加え、「旅客会社」を「旅客会社等」に改め、同条第一号及び第二号中「旅客会社」を「旅客会社等」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第十九條 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法

律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七号中「(以下「旅客会社」という。)」を「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二項第一項に規定する新会社(以下「旅客会社等」という。)」に改める。

第二十三條の見出し及び同条第一項中「旅客会社」を「旅客会社等」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)
第二十條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第九條を附則第十條とし、附則第八條の次に次の一條を加える。

(運輸審議会の所掌事務の特例)

第九條 運輸審議会は、第十五條第一項に規定する事務をつかさどるほか、当分の間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に規定する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 第十五條第二項から第四項まで及び第二十三條から第二十五條までの規定は、前項に規定する事項について準用する。

(政令への委任)

第二十一條 附則第六條から第十三條までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書

電気通信事業法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十四日

総務委員長 溝手 顕正

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信業務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信業務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地域通信市場の競争が進展する中で、電気通信事業の公正な競争の一層の促進を図るため、非対称規制、特に、市場支配的な電気通信事業者に係る契約約款の認可等の適正な運用を図るとともに、その実施状況等を勘案し、その見直しを含め必要な検討を行うこと。

二、移動体・インターネットの急速な普及、地域通信市場での競争の進展等、市場構造の変化が進む中、電気通信事業者がその財務基盤を確立し、迅速かつ柔軟なサービス展開を行い、自主的に我が国のＩＴ革命に貢献できるよう、その業務の在り方について検討を行うとともに、ベンチャー系電気通信事業者の育成と支援に努めること。

三、情報通信分野における独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、独占禁止法の厳正な運用及び公正取引委員会の審査体制等の充実等に努めること。

四、光ファイバアクセス網の構築及びその開放を促進するため、公正競争の確保に配慮しつつ、より一層の規制改革の推進に努めること。

五、外資の本格参入等、通信市場のグローバル化が進展する中、我が国の電気通信事業者及び情報通信技術の国際競争力の強化の在り方や、国の安全及び通信主権の確保の在り方について速やかに検討を行うこと。

六、「規制改革推進」三か年計画（平成十三年三月）におけるＮＴＴの「自主的な実施計画」の取扱いに当たっては、本法の立法趣旨、国会における審議を十分に踏まえ、ＮＴＴ株主の権利保護等の観点からＮＴＴの経営の自主性を損ねることのないよう十分に配慮すること。

七、基礎的電気通信業務（ユニバーサルサービス）を確保するための制度の運営に当たっては、開始時期、交付金の決定方法等について早急に明らかにするとともに、同役務を提供する電気通信事業者等の経営や利用者の料金への影響についての実態把握に努め、その在り方について検討を行うこと。

討を行うこと。

八、市場構造の変化や通信技術の進展に対応するため、通信と放送の融合等を踏まえ、通信と放送に係る許認可等を含む規制の在り方の見直しについて総合的に検討を行うこと。

九、近い将来においてユニバーサルサービスになることが見込まれ、急速に普及が進んでいる高速インターネットや移動電話サービス等について、早期に全国において公平かつ安定的なサービスの提供が図られるよう、必要となる公的支援の範囲の拡大と充実を図ること。

十、政府が保有するＮＴＴ株式の売却収入及び配当金の使途については、情報通信基盤高度化の実現に資するよう活用することとし、同株式保有義務についても、その可否を含め幅広い観点から検討を行うこと。

十一、連結納税制度の早期導入について、引き続きその実現のための能動的な努力を行うこと。

十二、今後、増加の可能性がある電気通信事業者間の接続等に係る紛争等の解決に当たっては、公正競争の促進、利用者利益の保護に配慮しつつ、迅速、公正な処理を図ること。

また、電気通信に係る規律等に関する事務を中立公正に行うため、電気通信事業紛争処理委員会について、その事務の執行状況、事務処理体制等を見つつ、公正競争確保の観点から、その在り方について総合的に検討し必要な措置を講ずること。

右決議する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

電気通信事業法等の一部を改正する法律案

電気通信事業法等の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 土地の使用（第七十三条―第

八十八条）」を

「第三章 土地の使用（第七十三

条第一節 設置及び組織（第八十

二条第一節 諮問等（第八十八

条）に改め

る。

第一条中「ものとする」の下に「とともに、そ

の公正な競争を促進する」を加える。

第三十一条第一項中「電気通信業務」の下に

「（卸電気通信業務）専ら電気通信事業者の電気

通信事業の用に供する電気通信業務をいう。以

下同じ。を除く。以下この条、第三十一条の

三、第三十一条の四、第三十四条、第一百一条

二号、第一百七条第三号及び第八十八条第三号に

いて同じ。」を加え、同条第三項、第四項及び

第八項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電

気通信設備」に改め、同条第九項ただし書中「第

三十九条の三第二項の認可を受けた契約により

一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この節において「第二種電気通信事業者」という。)に電気通信役務を提供する場合並びに之を削る。

第三十一条の二中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改める。

第三十一条の三第二項後段を削る。

第三十一条の四の見出し中「認可等」を「届出等」に改め、同条第一項中「総務大臣の認可を受け」を「総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出」に改め、同条第二項中「認可の申請が次の各号に適合している」を「規定による届出に係る契約約款が次の各号のいずれかに該当する」に、「同項の認可をしなればならない」を「当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができ」に改め、同項第一号中「いること」を「ないこと」に改め、同項第二号及び第三号中「ないこと」を「あること」に改め、同項第四号中「あること」を「ないこと」に改め、同項に次の一号を加える。

五 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

第三十一条の四第六項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「同項」の下に「の規定により届け出、又は第三項」を加え、ただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第三項中「同項」の下に「の規定により届け出、又は第三項」を加え、同項を同条第五

項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第三十八条の二第二項の規定による電気通信設備の指定の際現に当該電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が定めている契約約款のうち当該電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものであつて第一項の規定により届け出ているものは、第三項の認可を受けた契約約款とみなす。

7 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が同条第一項の規定による指定の解除の際現に定めている契約約款のうち当該電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものであつて第三項の認可を受けているものは、第一項の規定により届け出た契約約款とみなす。

第三十一条の四第二項の次に次の二項を加える。

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、同項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしななければならない。

第三十二条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第一項中「届け出た料金若しくは」を「届け出、若しくは」に改め、「前条第一項」の下

に「の規定により届け出、若しくは同条第三項」を加え、「第百十一条第二号」を「第百九条第三号」に、「前条第五項」を「前条第九項」に改め、「契約約款」の下に「総務省令で定めるところにより、公表するとともに」を加え、同条第二項中「第五項」を「第九項」に改める。

第三十六条第一項中「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の四第三項」に、「第一種電気通信事業者」を「第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者」に改め、同条第三項中「第三十八条の二第五項」の下に「又は第三十八条の四第二項」を加え、「同条第二項」を「第三十八条の二第二項又は第三十八条の四第二項」に改め、同条第四項中「第三十九条の三第二項の規定による電気通信役務」を「卸電気通信役務」に改める。

第三十七条中、「第二種電気通信事業者」を「一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この条において「第二種電気通信事業者」という。)」に改め、「共用」の下に「若しくは卸電気通信役務の提供」を加え、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(禁止行為等)

第三十七条の二 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十八条の三第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収

益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける第一種電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者及び第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者(第九十条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があるとき、第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者又は第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者及び第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に關し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十七条の三 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該第一種電気通信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当該第一種電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。

2 前項の「子会社」又は「親会社」とは、それぞれ商法明治三十二年法律第四十八号第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社又は親会社をいう。

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる行為をしてはな

らない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に關する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があるとき、第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に關し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

第三十八条の二の見出しを「第一種指定電気通信設備との接続」に改め、同条第一項中「利用者の電気通信設備」の下に「(移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。)を除く。)」を加え、同条第二項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」

に改め、同条第三項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号ハ及びニ並びに第三号中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第七項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、適合を「のいずれにも適合」に改め、同条第八項から第十一項までの規定中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第十項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「及び前項」を「及び同項」に改め、同条第十三項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第十四項中「指定電気通信設備」に改め、同条第十五項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「認可を受け又は同項ただし書の規定により」を削り、同項第三号を削り、同条第十五項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定にあつては次条第一項の規定により認可を受けた協定と、一般第二種電気通信事業者との協定にあつては同条第五項を」第三十八条の四第四項に改め、同条第十六項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「次条第二項の規定により認可を受け又は同項ただし書を」第三十八条の四第二項に改める。

第三十八条の三第一項中「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と電気通信

設備」を「電気通信事業者と電気通信設備(第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。)」に改め、「(指定電気通信設備に關するものを除く。)」を削り、「総務大臣の認可を受け」を「総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出に改め、「認可を受け若しくは同項ただし書の規定により」を削り、「若しくは変更を」又は「変更」に改め、「又は当該協定の当事者の双方が、特別第二種電気通信事業者であつて本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業者を営むもの以外の者(以下「国内特別第二種電気通信事業者」という。)であるとき」を削り、同条第二項中「指定電気通信設備であるもの」を「第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備」に、「総務大臣の認可を受け」を「総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出に改め、ただし書を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項の規定により認可を受け又は同項ただし書を」第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

第三十八条の三第五項を削り、同条を第三十八条の四とし、第三十八条の二の次に次の一条を加える。

(第二種指定電気通信設備との接続)
第三十八条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設

備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による届出に係る接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する第一

種電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

二 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであること。

三 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであること。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであること。

4 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款(以下この条において「届出接続約款」という。)によらなければならない。他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、届出接続約款を公表しなければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届出接続約款により他の電気通信事業者との間に第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7 第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定の際現に当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が締結し

備を設置する第一種電気通信事業者が締結している他の電気通信事業者との協定のうち当該第二種指定電気通信設備との接続に関するものであつて次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定により届け出た協定とみなす。

一 次条第一項の規定により届け出ている協定

二 次条第二項の規定により届け出た接続約款により締結している協定

8 第二種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第一項の規定による指定の解除の際現に締結している他の電気通信事業者との協定のうち当該電気通信設備との接続に関するものであつて届出接続約款により締結しているものは、次条第一項の規定により届け出た協定とみなす。

9 第二種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第一項の規定による指定の解除の際現に定めている接続約款のうち当該電気通信設備との接続に関するものであつて第二項の規定により届け出ているものは、次条第二項の規定により届け出た接続約款とみなす。

第三十九条第一項中「認める」ときの下に「及び第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がされているとき」を加え、同条第二項中「国内特別第二種電気通信事業者」の下に「(特別第二種電気通信事業者であつて、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営む

もの以外のものをいう。第三十九条の四第一項において同じ。）」を、「ときは」の下に、「第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十九条の二(見出しを含む。)中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改める。

第三十九条の三の見出し中「協定等」を「協定」に改め、同条第一項中「電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第四項中「一般第二種電気通信事業者と電気通信設備」を「他の電気通信事業者と電気通信設備(第一種指定電気通信設備を除く。)」に改め、「ときは」の下に「、総務省令で定めるところにより」を加え、「国内特別第二種電気通信事業者が他の国内特別第二種電気通信事業者と電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が一般第二種電気通信事業者と当該第一種指定電気通信設備」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項の規定による協定又は契約」を「前項の協定」に、「前二項の認可」を「同項の認可」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定の際現に当該第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が締結している他の第一種電気通信事

業者又は特別第二種電気通信事業者との協定のうち当該第一種指定電気通信設備の共用に関するものであつて第五項の規定により届け出ているものは、第一項の認可を受けた協定とみなす。

4 第一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第三十八条の二第二項の規定による指定の解除の際現に締結している他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定のうち当該電気通信設備の共用に関するものであつて第一項の認可を受けているものは、次項の規定により届け出た協定とみなす。

第三十九条の四の見出しを「電気通信設備の共用に関する命令等」に改め、同条第一項中「若しくは当該協議が調わなかつた場合又は第一種電気通信事業者と特別第二種電気通信事業者との間においてその一方が約款外役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず若しくは」を「又は」に改め、「又は約款外役務の提供(次項において「共用等」という。)を削り、「ときは」の下に、「第八十八条の十四第一項において準用する第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第三十九条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続の条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通

信設備を設置する」とあるのは「第一種電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第八十八条の十三第三項」とあるのは「第八十八条の十四第一項において準用する第八十八条の十三第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(卸電気通信役務の提供をする契約)

第三十九条の五 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、次項の規定により届け出た契約約款により当該契約を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約約款で定める卸電気通信役務の提供条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た契約約款を公表しなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た契約約款により卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十九条の六 第三十九条第三項から第十項まで及び第三十九条の四第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十九条第三項及び第四項中「接続の条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに第三十九条の四第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十九条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「第一種電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、「第八十八条の十三第一項」とあるのは「第八十八条の十四第二項において準用する第八十八条の十三第二項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と、第三十九条の四第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、「第八十八条の十四第一項」とあるのは「第八十八条の十四第二項」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じた総務省令で定める構成員の構成が技術基準適合認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
第六十九条第一項第四号を同項第五号とし、

同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、技術基準適合認定が公正になるおそれがないものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。

第六十九条第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。
第六十九条の次に次の一条を加える。

(指定の更新)
第六十九条の二 指定認定機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第六十八条第二項及び前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

第七十一条の次に次の二条を加える。

(役員等の選任及び解任)
第七十一条の二 指定認定機関は、役員又は認定員を選任し、又は解任したときは、遅滞な

く、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

2 総務大臣は、指定認定機関の認定員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第七十二条において読み替えて準用する第六十一条第一項の業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができ。

(事業計画等)

第七十一条の三 指定認定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第七十二条中「前条第一項の」を削り、「第五十九条から」を「第六十条、第六十一条、第六十二条第二項及び第六十三条から」に改め、「第五十九条第二項及び第三項並びに」を削り、「第五十九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条を「同条」に改め、「業務」との下に、「第六十条第一項中「役員」とあるのは「役員(法人でない指定認定機関にあつては、指定認定機関の指定を受けた者。次項並びに第六十六条及び第六十条において同じ。)」と、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」とあるのは「業務規程」とを加え、「第六十六条第二項第一号を「第六十六条第一項中「第五十七条第二項各号(第三号」とあるのは「第一

六十九条第二項各号(第二号」と、同条第二項第一号に、「第七十一条の規定」を「第七十一条、第七十二条の二第二項若しくは第七十一条の三の規定に、「第三号まで」を「第四号まで」と、同項第三号中「第五十九条第三項」とあるのは「第七十一条の二第二項」と、第六十七条第一項中「第五十六条第四項」とあるのは「第六十八条第三項」に改める。

第七十二条の三第五項中、「第五十七条第二項(第一号及び第四号を除く。)、第六十九条第一項(第四号を除く。)」及び第七十条第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認に「承認認定機関」の下に、「第六十九条(第一項第五号を除く。)」及び第七十条第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認についてを加え、「第五十七条第二項及び第六十九条第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の三第一項」と、第五十七条第二項中「指定試験機関」とあるのは「承認認定機関」と、同項第三号中「第六十六条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の四第一項又は第二項」とを削り、「命ずる」を「同条第二項中「命ずる」に、「第六十九条第一項及び」を「第六十九条中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の三第一項」と、同条及び」に、「同条第二項中「備える者」を「第六十九条第二項第一号中「第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の四第一項又は第二項」と、第七十一条第二項中「備える者」に改め、同条第七項中「認定」と、同条第二項」を「第七十一条第二項」に、「認定」と、第七十一条を「第七十一条」に改める。

第七十二条の四第一項中「第五十七条第二項第二号若しくは第四号(口を除く。)」を「第六十九条第二項第一号若しくは第三号」に改め、同条第二項第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十三条第一項中「工作物(の下に「国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十二条に規定する行政財産、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの(第四項において「行政財産等」という。))を除く。」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者(その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令で定める者を含む。次項並びに第七十五条第一項及び第七十六条において同じ。)の意見を聴くものとする。

第七十三条に次の一項を加える。

8 第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用权を消滅させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第七十五条第四項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第八十三条第一項中「線路が設置」を「使用权に基づいて線路が設置」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 電気通信事業紛争処理委員会

会

第一節 設置及び組織

(設置及び権限)

第八十八条の二 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第八十八条の三 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員長)

第八十八条の四 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第八十八条の五 委員は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。 (任期) 第八十八条の六 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 (委員の罷免) 第八十八条の七 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができなと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。 (委員の服務) 第八十八条の八 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。	(委員の給与) 第八十八条の九 委員の給与は、別に法律で定める。 (事務局) 第八十八条の十 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の名を受けて、局務を掌理する。 (政令への委任) 第八十八条の十一 この節に規定するものは、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。	第二節 あつせん及び仲裁 (電気通信設備の接続に關するあつせん) 第八十八条の十二 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に關する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に關する協定の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。 2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。 4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。 5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。 6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。 (電気通信設備の接続に關する仲裁) 第八十八条の十三 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に關する協定の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。	2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。 4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続ニ關スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。 (準用) 第八十八条の十四 前二条の規定は、電気通信設備の共用に關する協定について準用する。 この場合において、第八十八条の十二第一項及び前条第一項中「接続の条件」とあるのは「共用の条件」と、第八十八条の十二第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十九条第三項」と読み替へるものとする。 2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に關する契約について準用する。この場合において、第八十八条の十二第一項及び前条第一項中「接続の条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第八十八条の十二第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条の六において
--	--	--	--

準用する第三十九条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条の六において準用する第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

(その他の協定等に関するあつせん等)

第八十八条の十五 電気通信事業者間において、電気通信業務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。

2 第八十八条の十二第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第八十八条の十三第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

(申請の経由)

第八十八条の十六 この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第八十八条の十七 この節に規定するものほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 諮問等

(委員会への諮問)

第八十八条の十八 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十九条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に關する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に關する裁定、第三十九条の四第一項の規定による電気通信設備の共用に關する命令、同条第二項において準用する第三十九条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に關する裁定、第三十九条の六において準用する第三十九条の四第一項の規定による卸電気通信業務の提供に關する命令、第七十三条第一項の規定による土地等の使用に關する認可、第七十四条第一項の規定による土地等の使用に關する裁定又は第八十三条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に關する裁定

二 第三十一条第二項若しくは第六項の規定による電気通信業務の料金の変更の命令、第三十一条の四第二項の規定による契約約款の変更の命令、第三十六条第一項の規定による契約約款の変更の認可の申請の命令、同条第二項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第三項の規定による接続約款の変更の命令、同条第四項

の規定による業務の改善命令、第三十七条の二第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十七条の三第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十八条の三第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十九条の二第三項の規定による計画の変更の勧告又は第三十九条の五第三項の規定による契約約款の変更の命令

(聴聞の特例)

第八十八条の十九 総務大臣は、第三十一条第二項若しくは第六項、第三十一条の四第二項、第三十六条、第三十七条、第三十七条の二第四項、第三十七条の三第四項、第三十八条の三第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第三十九条の四第一項(第三十九条の六において準用する場合を含む。)又は第三十九条の五第三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に關す

る手續に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)

第八十八条の二十 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に關し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができ

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

第九十四条を次のように改める。

(審議会等への諮問)

第九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信業務の種類等の変更の許可、第三十一条第四項の規定による特定電気通信業務に關する料金の認可、第三十一条の四第三項の規定による契約約款の認可、第三十八条の二第二項の規定による接続約款の認可、同条第七項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に關する協定の認可又は第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に關する協定の認可

二 第三十一条第三項の規定による基準料金指数の設定、第三十七条の二第一項の規定

による第一種電気通信事業者の指定、第三十七條の三第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十八條の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十八條の三第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三 第三十一条第三項、第三十七條の二第一項若しくは第五項、第三十七條の三第三項ただし書若しくは第五項、第三十八條第三号、第三十八條の二第一項、第三項第一号イ、ロ若しくは二若しくは第二号、第四項、第五項、第八項、第十一項若しくは第十二項、第三十八條の三第一項若しくは第五項、第三十八條の四第三項、第三十九條の二第二項若しくは第二項、第三十九條の五第四項、第四十一条第一項、第四十八條の二第二項、第四十九條第一項又は第五十二條第一項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

四 第三十一条の四第五項に規定する標準契約約款の制定又は改廃

第九十五条第一項及び第二項を削り、同条第三項中、第三十一条第二項若しくは第六項、第三十六條、第三十七條、第三十九條第一項若しくは第二項、第三十九條の四第一項を削り、「又は第五十九條第三項(第七十二條において準用する場合を含む。を、第五十九條第三項又は第七十一條の二第二項に改め、同項を同条とする。

第九十八條第一項中「技術基準適合認定」の下に「(指定認定機関が行うものを除く。を」を加え、「若しくは第七十二條の二第一項を削り、同条第二項中、指定認定機関が行う技術基準

適合認定を受けようとする者又は第七十二條の二第一項の認証を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関のを削る。

第百条中「百万円を」を「二百万円」に改める。
第百一条中「一にを」を「いずれかに」に、「五十万円を」を「百万円」に改める。

第百一条第一項中「三十万円を」を「五十万円」に改める。

第百三条中「五十万円を」を「百万円」に改める。
第百四条第一項中「五十万円を」を「百万円」に改め、同条第二項中「百万円を」を「二百万円」に改める。

第百五条及び第百六条中「三十万円を」を「五十万円」に改める。

第百七条中「一にを」を「いずれかに」に、「百万円を」を「二百万円」に改め、同条第三号中「第三十一条の四第四項を」を「第三十一条の四第八項に改め、同条第四号中「第六項の下に」を「第三十一条の四第二項を」を「第三十七條の下に」を「第三十七條の二第四項、第三十七條の三第四項、第三十八條の三第三項を」を「第三十九條の四第一項の下に」を「第三十九條の六において準用する場合を含む。を、第三十九條の五第三項を加え、同条第五号中「第三十八條の三第一項を」を「第三十八條の三第四項」に改める。

第百八条中「一にを」を「いずれかに」に、「三十万円を」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第三十一条の四第六項を」を「第三十一条の四第十項」に改める。

第百九条中「一にを」を「いずれかに」に、「二十万円を」を「三十万円」に改め、第三号を第十号とし、第二号を第九号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の六号を加える。

三 第三十二条第一項の規定に違反して料金又は契約約款を公表せず、又は揭示しなかつた者

四 第三十五条又は第三十七條の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第三十八條の二第八項、第三十八條の三第五項又は第三十八條の四第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者

六 第三十九條の二第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者

七 第三十九條の五第四項の規定に違反して契約約款を公表しなかつた者

八 第八十六條第四項又は第八十八條の規定に違反した者

第九十九条に第一号として次の一号を加える。

一 第十二条第五項(第十四条第四項において準用する場合を含む。を、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項(これらの規定を第三十條において準用する場合を含む。を、第三十八條の二第九項、第三十八條の三第二項若しくは第六項、第三十八條の四第一項若しくは第四項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第五項、第三十九條の五第一項若しくは第五項、第四

十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十條中「一にを」を「いずれかに」に、「二十万円を」を「三十万円」に改める。

第百十條を削る。

第百十二條中「前条を」を「第百九條」に、「第百六條及び第百十條を」を「及び第百六條」に改め、同条を第百十一條とする。

第百十三條中「一にを」を「いずれかに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第百十三條第二号中「第三十八條の二第二十一項を」を「第三十七條の二第五項又は第三十八條の二第二十一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十七條の三第一項の規定に違反して役員を兼ねた者

第百十三條を第百十二條とする。

第百十四條中「一にを」を「いずれかに」に改め、同条を第百十三條とする。

(電気通信事業法の一部改正)

第二条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

「第五節 指定試験機関等
第一款 指定試験機関(第五十六條、第六十七條)
第二款 指定試験機関(第六十八條、第七十二條の二)
第三款 承認認定機関(第七十二條の三、第七十二條の四)」
を
「第五節 指定試験機関
第一款 指定試験機関
第二款 指定試験機関
第三款 承認認定機関
第六節 基礎的電気通

等(第五十六條、第六十七條)
関(第六十八條、第七十二條の二)
関(第七十二條の三、第七十二條の四)
信役務(第七十二條の五、第七十二條の十六)」
に改める。

第三十一条第三項中「この項において」を削る。

第二章に次の一節を加える。

第六節 基礎的電気通信役務

(基礎的電気通信役務の提供)

第七十二条の五 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

(基礎的電気通信役務支援機関の指定)

第七十二条の六 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

一 職員、設備、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 支援業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて支援業務が不公平になるおそれがないこと。

(業務)

第七十二条の七 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(適格電気通信事業者の指定)

第七十二条の八 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る基礎的電気通信役務の提供の業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、第三十八条の四第二項に規定する接続約款を定めていること。

ること。

三 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定による指定は、総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。

3 第十六条第四項又は第十七条第一項の規定による第一種電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該第一種電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたときは、当該第一種電気通信事業者の地位を承継した第一種電気通信事業者は、適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。

4 総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

(交付金の交付)

第七十二条の九 支援機関は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)ごとに、総務省令で定める方法により第七十二条の七第一号の交付金(以下この節において単に「交付金」という。)の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

2 適格電気通信事業者は、総務省令で定める

ところにより、交付金の額を算定するための資料として、前年度における前条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

3 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、交付金の額を公表しなければならない。

(負担金の徴収)

第七十二条の十 支援機関は、年度ごとに、支援業務に要する費用の全部又は一部に充てるため、次に掲げる電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの(以下この条において「接続電気通信事業者等」という。)から、負担金を徴収することができる。ただし、接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額(その者が、前年度又はその年度(第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。)において、他の接続電気通信事業者等について合併、分割(電気通信事業者の全部を承継させるものに限る。)若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の接続電気通信事業者等から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、

- 合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該事業を譲り渡した接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下この節において単に「負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。
- 一 適格電気通信事業者が第七十二条の八第一項の指定に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者
- 二 前号に掲げる電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者その他電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者
- 三 第一号に規定する電気通信設備、これと接続する電気通信設備又は電気通信事業者の電気通信設備と接続する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約を締結している電気通信事業者
- 2 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
- 4 接続電気通信事業者等は、前項の規定による通知に従い、支援機関に対し、負担金を納付する義務を負う。
- 5 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき総務省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。
- 6 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。
- 7 支援機関は、前項の規定による督促を受けた接続電気通信事業者等がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、総務大臣にその旨を申し立てることができる。
- 8 総務大臣は、前項の規定による申立てがあったときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。
- (資料の提出の請求)
- 第七十二条の十一 支援機関は、支援業務を行うため必要があるときは、電気通信事業者に対し、資料の提出を求めることができる。
- (区分経理)
- 第七十二条の十二 支援機関は、支援業務以外の業務を行つている場合には、当該業務に係る経理と支援業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。
- (支援業務諮問委員会)
- 第七十二条の十三 支援機関には、支援業務諮問委員会を置かなければならない。
- 2 支援業務諮問委員会は、支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。
- 3 支援業務諮問委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。
- (支援機関の指定を取り消した場合における経過措置)
- 第七十二条の十四 第七十二条の十六において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。
- 2 前項に定めるもののほか、第七十二条の十六において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。
- (支援機関への情報提供等)
- 第七十二条の十五 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。
- (準用)
- 第七十二条の十六 第五十七条第二項（第一号を除く。）、第五十九条第一項及び第三項、第六十条から第六十六条まで並びに第七十条の規定は、支援機関について準用する。この場合において、第五十七条第二項中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の六」と、第五十九条第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、同項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「支援業務規程」と、第六十条中「職員（試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、同条、第六十一条、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項並びに第六十六条第二項及び第三項中「試験事務」とあり、並びに第七十条第一項及び第二項中「技術基準適合認定の業務」とあるのは「支援業務」と、第六十六条第一項中「第五十七条第二項各号（第三号を除く。）」の「一」とあるのは「第五十七条第二項第二号又は第四号」と、同条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十二条の九第一項若しくは第四項、第七十二条の十第二項、第七十二条の十二若しくは第七十二条の十三第三項の規定又は第七十二条の十六において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第七十二条の六各号」と、第七十条第一項中「住所、指定に係る区分」とあ

るのは「住所」と読み替えるものとする。
第九十二条第四項中「若しくは指定認定機関」を、「指定認定機関若しくは支援機関」に改める。

第九十四条第一号中「又は第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可」を、「第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二条の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二条の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二条の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二条の十六において準用する第六十一条第一項の規定による支援業務規程の認可」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「又は第五十二条第一項第一号」を、「第五十二条第一項第一号、第七十二条の五、第七十二条の八第一項第一号若しくは第三号、第七十二条の九第一項から第三項まで又は第七十二条の十第一項若しくは第二項」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十二条の十第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案
第九十五条中「第五十九条第三項」の下に「第七十二条の十六において準用する場合を含む。」を加える。
第一百五十五条中「第七十二条」の下に「及び第七十二条の十六」を加える。
第六百六条中「第七十二条」の下に「及び第七十二条の十六」を加え、「又は指定認定機関」を「指定認定機関又は支援機関」に改める。

第九十二条第四項中「若しくは指定認定機関」を、「指定認定機関若しくは支援機関」に改める。

平成十三年六月十五日 参議院会議録第三十二号

第九十二条第四項中「若しくは指定認定機関」を、「指定認定機関又は支援機関」に改め、同条第一号中「第七十二条」の下に「及び第七十二条の十六」を加え、同条第二号中「第七十二条」の下に「及び第七十二条の十六」を加え、「又は技術基準適合認定の業務」を、「技術基準適合認定の業務又は支援業務」に改める。
(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。
5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

第六条第一項から第三項までの規定中「五分の一」を「三分の一」に改める。
第二十三条中「各号」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「第二項又は第四項」を「第二項、第四項又は第五項」に改める。
附則に次の二条を加える。
(会社の新株発行の認可の特例)
第十四条 会社は、当分の間、新株の発行によ

る株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、新株を発行することができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。
2 総務大臣は、前項前段の総務省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
(罰則)
第十五条 前条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。
(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条を次のように改める。
第十三条 削除
附則第十六条を次のように改める。
第十六条 削除
附則第十七条中「各号」を「各号のいずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中電気通信事業法第三章の次に一章

電気通信事業法等の一部を改正する法律案

を加える改正規定(同法第八十八条の五第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。)及び次条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(審議会等への諮問)
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第三十七条の二第一項若しくは第五項、第三十七條の三第三項ただし書若しくは第五項、第三十八條の三第一項若しくは第五項、第三十八條の四第三項若しくは第三十九条の五第四項の規定による総務省令の制定又は第二条の規定による改正後の電気通信事業法第七十二条の十第一項の規定による政令の制定の立案若しくは同法第七十二条の五、第七十二条の八第一項第一号若しくは第三号、第七十二条の九第一項から第三項まで若しくは第七十二条の十第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定のために、新電気通信事業法第九十四条に規定する審議会等に諮問することができる。

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。)第三十一条の四第一項の認可を受けている契約約款は、新電気通信事業法第三十一条の四第一項の規定が適用される契約約款にあつては同項の規定により届け出た契約約款と、同条第三項の規定が適用される契約約款にあつては同項の認可を受けた契約約款とみなす。

を定める改正規定(同法第八十八条の五第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。)及び次条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(審議会等への諮問)
第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第三十七條の二第一項若しくは第五項、第三十七條の三第三項ただし書若しくは第五項、第三十八條の三第一項若しくは第五項、第三十八條の四第三項若しくは第三十九条の五第四項の規定による総務省令の制定又は第二条の規定による改正後の電気通信事業法第七十二条の十第一項の規定による政令の制定の立案若しくは同法第七十二条の五、第七十二条の八第一項第一号若しくは第三号、第七十二条の九第一項から第三項まで若しくは第七十二条の十第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定のために、新電気通信事業法第九十四条に規定する審議会等に諮問することができる。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案

十九の十三 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員

十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

「第四款 国地方係争処理委員会(第十九条)」を「第五款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十条)」に改める。

「第五款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十条)」を「第六款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十一条)」に改める。

「第六款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十一条)」を「第七款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十二条)」に改める。

第八章第二項中「国地方係争処理委員会」を「国地方係争処理委員会」に改める。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款 電氣通信事業紛争処理委員会

(所掌事務)

第十九条の二 電氣通信事業紛争処理委員会については、電氣通信事業法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

審査報告書

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十四日

厚生労働委員長 中島 眞人

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ハンセン病の患者であった者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等の精神的苦痛を慰謝するとともに

「第四款 国地方係争処理委員会(第十九条)」を「第五款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十条)」に改める。

「第五款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十条)」を「第六款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十一条)」に改める。

「第六款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十一条)」を「第七款 電氣通信事業紛争処理委員会(第二十二条)」に改める。

第八章第二項中「国地方係争処理委員会」を「国地方係争処理委員会」に改める。

に、ハンセン病の患者であった者等の名譽の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、約七百億円と見込まれている。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となつたにもかかわらず、なお、依然としてハンセン

ン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたすらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我々は、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにしているものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名譽の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下「補償金」という。)の支給に必要事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名譽の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)により、らい予防法(昭和二十八年法律第二十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃

止前のらい予防法第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国立ハンセン病療養所等」という。)に入所していた者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているものをいう。

(補償金の支給)

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

(請求の期限)

第四条 補償金の支給の請求は、施行日から起算して五年以内に行わなければならない。

2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

(補償金の額)

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千四百万円

二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千二百万円

三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 千万円

四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 八百万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの

間に国立ハンセン病療養所等から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間昭和三十一年一月一日から昭和四十九年十二月三十一

日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。に同じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分		退 所 期 間	額
前項第一号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円	
	百二十月以上二百十六月未満	四百万円	
前項第二号に掲げる者	二百十六月以上	六百万円	
	二十四月以上百二十月未満	二百万円	
前項第三号に掲げる者	百二十月以上	四百万円	
	二十四月以上	二百万円	

3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。

4 昭和三十一年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。

(支払未済の補償金)

第六条 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺

族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に對してしたものとなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法に

よる損害賠償の責めを免れる。

(譲渡等の禁止)

第八条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(名誉の回復等)

第十一条 国は、ハンセン病の患者であつた者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手續その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

一七五名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
井上 吉夫君	石井 道子君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
亀谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公堯君	久野 恒一君
杵掛 哲男君	倉田 寛之君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	斎藤 滋宣君
斎藤 十朗君	坂野 重信君
清水嘉子子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田中 直紀君	武見 敬三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 真人君

平成十三年六月十五日 参議院会議録第三十二号 投票者氏名

中曾根弘文君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君	野間 越君	林 芳正君	星野 明市君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	溝手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	柳川 覺治君	山崎 正昭君	山下 善彦君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	今井 澄君	海野 徹君	江本 孟紀君	勝木 健司君	木俣 佳文君	久保 亘君	小宮山洋子君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	谷林 正昭君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	福山 哲郎君	堀 利和君	松前 達郎君
中原 爽君	成瀬 守重君	野沢 太三君	畑 恵君	日出 英輔君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	水島 裕君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	山下 英利君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 敏夫君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	興石 東君	佐藤 雄平君	高嶋 良充君	千葉 景子君	内藤 正光君	長谷川 清君	藤井 俊男君	本田 良一君	円 より子君

反対者氏名

峰崎 直樹君	築瀬 進君	薬科 満治君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	沢 たまき君	続 訓弘君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	益田 洋介君	森本 晃司君	阿部 幸代君	笠井 亮君	小泉 親司君	富樫 練三君	畑野 君枝君	林 紀子君	山下 芳生君	吉川 春子君	日下部禮代子君	福島 瑞穂君	山本 正和君	高橋紀世子君	高橋 令則君	石井 一二君	西川きよし君	中村 敦夫君	菅野 久光君
本岡 昭次君	柳田 稔君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	松 あきら君	山下 栄一君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	橋本 敦君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	谷本 巍君	三重野栄子君	椎名 素夫君	松岡満壽男君	平野 貞夫君	島袋 宗康君	黒岩 秩子君	金石 清禅君	

○名

日程第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
日程第四 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 一七八名

阿部 正俊君	有馬 朗人君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	扇 千景君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	亀井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久野 恒一君	倉田 寛之君	佐々木知子君	齊藤 滋宣君	坂野 重信君	清水 達雄君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君	武見 敬三君	月原 茂皓君
青木 幹雄君	井上 吉夫君	泉 信也君	入澤 肇君	岩崎 純三君	上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	久世 公堯君	杏掛 哲男君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	斎藤 十朗君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	世耕 弘成君	田中 直紀君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君

中川 義雄君	中島 真人君	中原 爽君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	林 芳正君	星野 明市君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	溝手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	柳川 覺治君	山崎 正昭君	山下 善彦君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	今井 澄君	海野 徹君	江本 孟紀君	勝木 健司君	木俣 佳文君	久保 亘君	小宮山洋子君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	谷林 正昭君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	福山 哲郎君	堀 利和君
中島 啓雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君	野間 越君	畑 恵君	日出 英輔君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	水島 裕君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	山下 英利君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 敏夫君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	興石 東君	佐藤 雄平君	高嶋 良充君	千葉 景子君	内藤 正光君	長谷川 清君	藤井 俊男君	堀 利和君

日程第三 環境事業団法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 一一二名

本山	良一君	松前	達郎君
円	より子君	峰崎	直樹君
本岡	昭次君	築瀬	進君
柳田	稔君	山下八洲夫君	
薬科	滿治君	荒木	清寛君
魚住裕一郎君		海野	義孝君
大森	礼子君	加藤	修一君
沢	たまき君	但馬	久美君
続	訓弘君	鶴岡	洋君
浜田卓二郎君		浜四津敏子君	
日笠	勝之君	弘友	和夫君
益田	洋介君	松	あきら君
森本	晃司君	山下	栄一君
阿部	幸代君	大沢	辰美君
笠井	亮君	小池	晃君
小泉	親司君	須藤美也子君	
富樫	練三君	橋本	敦君
畑野	君枝君	八田ひろ子君	
林	紀子君	宮本	岳志君
山下	芳生君	吉岡	古典君
吉川	春子君	大淵	絹子君
巨下部禮代子君		谷本	巍君
福島	瑞穂君	三重野	栄子君
山本	正和君	高橋紀世子君	
松岡滿壽男君		高橋	令則君
平野	貞夫君	石井	一二君
島袋	宗康君	西川きよし君	
黒岩	秩子君	中村	敦夫君
金石	清禪君	皆野	久光君

反对者氏名

○名

阿部 正俊君	青木 幹雄君	井上 吉夫君	信也君	泉	入澤 肇君	岩崎 純三君	上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	久世 公堯君	沓掛 哲男君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	斎藤 十朗君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	世耕 弘成君	田中 直紀君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君	中曽根弘文君	仲道 俊哉君	中原 爽君	有馬 朗人君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	扇 千景君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	龜井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久野 恒一君	倉田 寛之君	佐々木知子君	齊藤 滋宣君	坂野 重信君	清水 達雄君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君	武見 敬三君	月原 茂皓君	中川 義雄君	中島 真人君	中原 爽君
--------	--------	--------	-----	---	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

反对者氏名

成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	畑 恵君
林 芳正君	日出 英輔君
星野 朋市君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	水島 裕君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
柳川 覺治君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
沢 たまき君	但馬 久美君
続 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
高橋紀世子君	高橋 令則君
平野 貞夫君	石井 一二君
西川きよし君	金石 清禪君

六五名

日程第五 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

贊成者氏名

川橋	幸子君	木俣	佳丈君
北澤	俊美君	久保	巨君
郡司	彰君	小宮山	洋子君
興石	東君	佐藤	泰介君
佐藤	雄平君	櫻井	充君
高嶋	良充君	谷林	正昭君
千葉	景子君	寺崎	昭久君
内藤	正光君	直嶋	正行君
長谷川	清君	広中和	歌子君
福山	哲郎君	藤井	俊男君
堀	利和君	本田	良一君
松前	達郎君	円	より子君
峰崎	直樹君	本岡	昭次君
築瀬	進君	柳田	稔君
山下八洲	夫君	藁科	滿治君
阿部	幸代君	大沢	辰美君
筭井	亮君	小池	晃君
小泉	親司君	須藤美也子	君
富樫	練三君	橋本	敦君
畑野	君枝君	八田ひろ子	君
林	紀子君	宮本	岳志君
山下	芳生君	吉岡	吉典君
吉川	春子君	大淵	絹子君
旦下部禮代子	君	谷本	巍君
福島	瑞穂君	三重野	栄子君
山本	正和君	島袋	宗康君
黒岩	秩子君	中村	敦夫君
皆野	久光君		

名

閣提出（衆議院送付）

基盤技術研究円滑化法の一部を改正す

一六三名

青木 幹雄君

阿部 正俊君

一六三名

平成十三年六月十五日 参議院會議録第三十二号 投票者氏名

有馬 朗人君	井上 吉夫君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
石井 道子君	泉 信也君	松田 岩夫君	松村 龍二君
市川 一朗君	入澤 肇君	水島 裕君	溝手 顯正君
岩城 光英君	岩崎 純三君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	森田 次夫君	森山 裕君
上野 公成君	海老原義彦君	矢野 哲朗君	柳川 覺治君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
大野つや子君	太田 豊秋君	山下 英利君	山下 善彦君
加藤 紀文君	加納 時男君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
狩野 安君	鹿熊 安正君	若林 正俊君	脇 雅史君
景山俊太郎君	片山虎之助君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君	伊藤 基隆君	今井 澄君
龜谷 博昭君	河本 英典君	今泉 昭君	海野 徹君
木村 仁君	岸 宏一君	江田 五月君	江本 孟紀君
久世 公堯君	倉田 寛之君	小川 敏夫君	勝木 健司君
沓掛 哲男君	佐々木知子君	北澤 俊美君	久保 巨君
鴻池 祥肇君	齋藤 滋宣君	郡司 彰君	小宮山洋子君
齋藤 十朗君	坂野 重信君	興石 東君	佐藤 泰介君
清水嘉与子君	清水 達雄君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	高嶋 良充君	谷林 正昭君
末広まきこ君	鈴木 正孝君	千葉 景子君	寺崎 昭久君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	内藤 正光君	直嶋 正行君
田中 直紀君	武見 敬三君	長谷川 清君	広中和歌子君
谷川 秀善君	月原 茂皓君	堀山 哲郎君	藤井 俊男君
鶴保 庸介君	中川 義雄君	堀 利和君	本田 良一君
中島 啓雄君	中島 眞人君	松前 達郎君	円より子君
中曾根弘文君	中原 爽君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
仲道 俊哉君	成瀬 守重君	築瀬 進君	柳田 稔君
西田 吉宏君	野沢 太三君	山下八洲夫君	薬科 満治君
野間 越君	南野知恵子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
畑 恵君	林 芳正君	海野 義孝君	大森 礼子君
日出 英輔君	星野 朋市君	加藤 修一君	沢たまき君

但馬 久美君	統一 訓弘君	岩城 光英君	岩崎 純三君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	岩永 浩美君	上杉 光弘君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	上野 公成君	海老原義彦君
弘友 和夫君	益田 洋介君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
松あきら君	森本 晃司君	大野つや子君	太田 豊秋君
山下 栄一君	大淵 絹子君	加藤 紀文君	加納 時男君
日下部禮代子君	谷本 巍君	狩野 安君	加納 安正君
福島 瑞穂君	三重野栄子君	景山俊太郎君	片山虎之助君
山本 正和君	椎名 素夫君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君
高橋紀世子君	松岡満壽男君	龜谷 博昭君	河本 英典君
高橋 令則君	平野 貞夫君	木村 仁君	岸 宏一君
西川きよし君	島袋 宗康君	久世 公堯君	倉田 寛之君
中村 敦夫君	黒岩 秩子君	沓掛 哲男君	佐々木知子君
菅野 久光君	金石 清禪君	鴻池 祥肇君	齋藤 滋宣君

反対者氏名

阿部 幸代君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小泉 親司君
須藤美也子君	富樫 練三君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君

賛成者氏名

日程第六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 一六四名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	井上 吉夫君
石井 道子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君

岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	加納 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公堯君	倉田 寛之君
沓掛 哲男君	佐々木知子君
鴻池 祥肇君	齋藤 滋宣君
齋藤 十朗君	坂野 重信君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田中 直紀君	武見 敬三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
畑 恵君	林 芳正君
日出 英輔君	星野 朋市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
水島 裕君	溝手 顯正君

宮崎 秀樹君	森下 博之君	日笠 勝之君	上野 公成君	海老原義彦君	森田 次夫君	森山 裕君
森田 次夫君	森山 裕君	益田 洋介君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	矢野 哲朗君	柳川 覺治君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君	森本 晃司君	大野つや子君	太田 豊秋君	山内 俊夫君	山崎 正昭君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	大淵 絹子君	扇 千景君	加藤 紀文君	山下 英利君	山下 善彦君
山下 英利君	山下 善彦君	谷本 巍君	加納 時男君	狩野 安君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	三重野栄子君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君	若林 正俊君	脇 雅史君
若林 正俊君	脇 雅史君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君	龜井 郁夫君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	河本 英典君	岸 宏一君	岸 宏一君	伊藤 基隆君	今井 澄君
伊藤 基隆君	今井 澄君	久野 恒一君	倉田 寛之君	倉田 寛之君	今泉 昭君	海野 徹君
今泉 昭君	海野 徹君	佐々木知子君	齊藤 滋宣君	齊藤 滋宣君	江田 五月君	江本 孟紀君
江田 五月君	江本 孟紀君	北澤 俊美君	坂野 重信君	清水 達雄君	小川 敏夫君	勝木 健司君
小川 敏夫君	勝木 健司君	郡司 彰君	須藤 良太郎君	須藤 良太郎君	川橋 幸子君	木俣 佳文君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	清水 嘉子君	清水 嘉子君	北澤 俊美君	久保 亘君
北澤 俊美君	久保 亘君	郡司 彰君	陣内 孝雄君	陣内 孝雄君	郡司 彰君	小宮山洋子君
郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	末広まきこ君	鈴木 正孝君	奥石 東君	佐藤 泰介君
奥石 東君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	関谷 勝嗣君	関谷 勝嗣君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	武見 敬三君	武見 敬三君	高嶋 良充君	谷林 正昭君
高嶋 良充君	谷林 正昭君	千葉 景子君	中川 義雄君	中川 義雄君	千葉 景子君	寺崎 昭久君
千葉 景子君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	月原 茂皓君	月原 茂皓君	内藤 正光君	直嶋 正行君
内藤 正光君	直嶋 正行君	長谷川 清君	中島 眞人君	中島 眞人君	長谷川 清君	広中和歌子君
長谷川 清君	広中和歌子君	福山 哲郎君	中島 眞人君	中島 眞人君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
福山 哲郎君	藤井 俊男君	堀 利和君	中原 爽君	中原 爽君	堀 利和君	本田 良一君
堀 利和君	本田 良一君	松前 達郎君	成瀬 守重君	成瀬 守重君	松前 達郎君	円 より子君
松前 達郎君	円 より子君	峰崎 直樹君	野沢 太三君	野沢 太三君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君	篠瀬 進君	南野知恵子君	南野知恵子君	篠瀬 進君	柳田 稔君
篠瀬 進君	柳田 稔君	山下八洲夫君	林 芳正君	林 芳正君	山下八洲夫君	藁科 満治君
山下八洲夫君	藁科 満治君	荒木 清寛君	星野 明市君	星野 明市君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	松谷倉一郎君	松谷倉一郎君	海野 義孝君	大森 礼子君
海野 義孝君	大森 礼子君	加藤 修一君	松村 龍二君	松村 龍二君	加藤 修一君	沢 たまき君
加藤 修一君	沢 たまき君	但馬 久美君	溝手 顕正君	溝手 顕正君	但馬 久美君	統 訓弘君
但馬 久美君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	森下 博之君	森下 博之君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君			日笠 勝之君	

反対者氏名

一四名

日程第七 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

一六四名

阿部 幸代君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小泉 親司君
須藤美也子君 富樫 練三君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君

平成十三年六月十五日 参議院會議録第三十一号 投票者氏名

反対者氏名		賛成者氏名	
弘友 和夫君	益田 洋介君	松 あきら君	山下 栄一君
松 あきら君	森本 晃司君	大沢 辰美君	小泉 親司君
山下 栄一君	大淵 絹子君	富樫 練三君	畑野 君枝君
日下部禮代子君	谷本 巍君	三重野栄子君	須藤美也子君
福島 瑞穂君	三井 素夫君	高橋紀世子君	橋本 敦君
山本 正和君	高橋紀世子君	高橋 令則君	八田ひろ子君
田名部匡省君	高橋 令則君	石井 一二君	宮本 岳志君
松岡満壽男君	石井 一二君	西川きよし君	吉岡 吉典君
平野 貞夫君	西川きよし君	中村 敦夫君	大淵 絹子君
島袋 宗康君	中村 敦夫君	菅野 久光君	谷本 巍君
黒岩 秩子君	菅野 久光君		三重野栄子君
金石 清禪君			椎名 素夫君
			片山虎之助君
			亀井 郁夫君
			河本 英典君
			岸 宏一君
			久野 恒一君
			倉田 寛之君
			佐々木知子君
			斎藤 滋宣君
			坂野 重信君
			清水 達雄君
			須藤良太郎君
			鈴木 正孝君
			関谷 勝嗣君
			武見 敬三君
			月原 茂皓君
			中川 義雄君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			成瀬 守重君
			野沢 太三君
			南野知恵子君
			林 芳正君
			星野 朋市君
			松谷蒼一郎君
			松村 龍二君
			溝手 顕正君
			森下 博之君
			大島 慶久君
			太田 豊秋君
			加藤 紀文君
			狩野 安君
			景山俊太郎君
			鎌田 要人君
			亀谷 博昭君
			木村 仁君
			久世 公義君
			杳掛 哲男君
			鴻池 祥肇君
			佐藤 昭昭君
			斎藤 十朗君
			清水嘉与子君
			陣内 孝雄君
			末広まきこ君
			世耕 弘成君
			田中 直紀君
			谷川 秀善君
			鶴保 庸介君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			仲道 俊哉君
			西田 吉宏君
			野間 越君
			畑 恵君
			日出 英輔君
			真鍋 賢二君
			松田 岩夫君
			水島 裕君
			宮崎 秀樹君
			森田 次夫君
			森山 裕君
			柳川 覺治君
			山崎 正昭君
			山下 善彦君
			吉村剛太郎君
			脇 雅史君
			浅尾慶一郎君
			今井 澄君
			海野 徹君
			江本 孟紀君
			勝木 健司君
			木俣 佳丈君
			久保 亘君
			小宮山洋子君
			佐藤 泰介君
			櫻井 充君
			谷林 正昭君
			寺崎 昭久君
			直嶋 正行君
			広中和歌子君
			藤井 俊男君
			本田 良一君
			円より子君
			本岡 昭次君
			柳田 稔君
			薬科 満治君
			魚住裕一郎君
			大森 礼子君
			沢たまき君
			統 訓弘君
			浜田卓二郎君
			日笠 勝之君
			矢野 哲朗君
			山内 俊夫君
			山下 英利君
			吉川 芳男君
			若林 正俊君
			足立 良平君
			伊藤 基隆君
			今泉 昭君
			江田 五月君
			小川 敏夫君
			川橋 幸子君
			北澤 俊美君
			郡司 彰君
			奥石 東君
			佐藤 雄平君
			高嶋 良充君
			千葉 景子君
			内藤 正光君
			長谷川 清君
			福山 哲郎君
			堀 利和君
			松前 達郎君
			峰崎 直樹君
			築瀬 進君
			山下八洲夫君
			荒木 清寛君
			海野 義孝君
			加藤 修一君
			但馬 久美君
			鶴岡 洋君
			浜四津敏子君
			弘友 和夫君
反対者氏名		賛成者氏名	
阿部 幸代君	大沢 辰美君	益田 洋介君	松 あきら君
笠井 亮君	小泉 親司君	森本 晃司君	山下 栄一君
須藤美也子君	富樫 練三君	阿部 幸代君	大沢 辰美君
橋本 敦君	畑野 君枝君	笠井 亮君	小泉 親司君
八田ひろ子君	林 紀子君	須藤美也子君	富樫 練三君
宮本 岳志君	山下 芳生君	橋本 敦君	畑野 君枝君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	八田ひろ子君	須藤美也子君
		宮本 岳志君	橋本 敦君
		吉岡 吉典君	八田ひろ子君
		大淵 絹子君	三井 素夫君
		谷本 巍君	高橋紀世子君
		三重野栄子君	高橋 令則君
		椎名 素夫君	石井 一二君
		片山虎之助君	西川きよし君
		亀井 郁夫君	中村 敦夫君
		河本 英典君	菅野 久光君
		岸 宏一君	
		久野 恒一君	
		倉田 寛之君	
		佐々木知子君	
		斎藤 滋宣君	
		坂野 重信君	
		清水 達雄君	
		須藤良太郎君	
		鈴木 正孝君	
		関谷 勝嗣君	
		武見 敬三君	
		月原 茂皓君	
		中川 義雄君	
		中島 眞人君	
		中原 爽君	
		成瀬 守重君	
		野沢 太三君	
		南野知恵子君	
		林 芳正君	
		星野 朋市君	
		松谷蒼一郎君	
		松村 龍二君	
		溝手 顕正君	
		森下 博之君	
		大島 慶久君	
		太田 豊秋君	
		加藤 紀文君	
		狩野 安君	
		景山俊太郎君	
		鎌田 要人君	
		亀谷 博昭君	
		木村 仁君	
		久世 公義君	
		杳掛 哲男君	
		鴻池 祥肇君	
		佐藤 昭昭君	
		斎藤 十朗君	
		清水嘉与子君	
		陣内 孝雄君	
		末広まきこ君	
		世耕 弘成君	
		田中 直紀君	
		谷川 秀善君	
		鶴保 庸介君	
		中島 啓雄君	
		中曾根弘文君	
		仲道 俊哉君	
		西田 吉宏君	
		野間 越君	
		畑 恵君	
		日出 英輔君	
		真鍋 賢二君	
		松田 岩夫君	
		水島 裕君	
		宮崎 秀樹君	
		森田 次夫君	
		森山 裕君	
		柳川 覺治君	
		山崎 正昭君	
		山下 善彦君	
		吉村剛太郎君	
		脇 雅史君	
		浅尾慶一郎君	
		今井 澄君	
		海野 徹君	
		江本 孟紀君	
		勝木 健司君	
		木俣 佳丈君	
		久保 亘君	
		小宮山洋子君	
		佐藤 泰介君	
		櫻井 充君	
		谷林 正昭君	
		寺崎 昭久君	
		直嶋 正行君	
		広中和歌子君	
		藤井 俊男君	
		本田 良一君	
		円より子君	
		本岡 昭次君	
		柳田 稔君	
		薬科 満治君	
		魚住裕一郎君	
		大森 礼子君	
		沢たまき君	
		統 訓弘君	
		浜田卓二郎君	
		日笠 勝之君	
		矢野 哲朗君	
		山内 俊夫君	
		山下 英利君	
		吉川 芳男君	
		若林 正俊君	
		足立 良平君	
		伊藤 基隆君	
		今泉 昭君	
		江田 五月君	
		小川 敏夫君	
		川橋 幸子君	
		北澤 俊美君	
		郡司 彰君	
		奥石 東君	
		佐藤 雄平君	
		高嶋 良充君	
		千葉 景子君	
		内藤 正光君	
		長谷川 清君	
		福山 哲郎君	
		堀 利和君	
		松前 達郎君	
		峰崎 直樹君	
		築瀬 進君	
		山下八洲夫君	
		荒木 清寛君	
		海野 義孝君	
		加藤 修一君	
		但馬 久美君	
		鶴岡 洋君	
		浜四津敏子君	
		弘友 和夫君	
反対者氏名		賛成者氏名	
阿部 幸代君	大沢 辰美君	益田 洋介君	松 あきら君
笠井 亮君	小泉 親司君	森本 晃司君	山下 栄一君
須藤美也子君	富樫 練三君	阿部 幸代君	大沢 辰美君
橋本 敦君	畑野 君枝君	笠井 亮君	小泉 親司君
八田ひろ子君	林 紀子君	須藤美也子君	富樫 練三君
宮本 岳志君	山下 芳生君	橋本 敦君	畑野 君枝君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	八田ひろ子君	須藤美也子君
		宮本 岳志君	橋本 敦君
		吉岡 吉典君	八田ひろ子君
		大淵 絹子君	三井 素夫君
		谷本 巍君	高橋紀世子君
		三重野栄子君	高橋 令則君
		椎名 素夫君	石井 一二君
		片山虎之助君	西川きよし君
		亀井 郁夫君	中村 敦夫君
		河本 英典君	菅野 久光君
		岸 宏一君	
		久野 恒一君	
		倉田 寛之君	
		佐々木知子君	
		斎藤 滋宣君	
		坂野 重信君	
		清水 達雄君	
		須藤良太郎君	
		鈴木 正孝君	
		関谷 勝嗣君	
		武見 敬三君	
		月原 茂皓君	
		中川 義雄君	
		中島 眞人君	
		中原 爽君	
		成瀬 守重君	
		野沢 太三君	
		南野知恵子君	
		林 芳正君	
		星野 朋市君	
		松谷蒼一郎君	
		松村 龍二君	
		溝手 顕正君	
		森下 博之君	
		大島 慶久君	
		太田 豊秋君	
		加藤 紀文君	
		狩野 安君	
		景山俊太郎君	
		鎌田 要人君	
		亀谷 博昭君	
		木村 仁君	
		久世 公義君	
		杳掛 哲男君	
		鴻池 祥肇君	
		佐藤 昭昭君	
		斎藤 十朗君	
		清水嘉与子君	
		陣内 孝雄君	
		末広まきこ君	
		世耕 弘成君	
		田中 直紀君	
		谷川 秀善君	
		鶴保 庸介君	
		中島 啓雄君	
		中曾根弘文君	
		仲道 俊哉君	
		西田 吉宏君	
		野間 越君	
		畑 恵君	
		日出 英輔君	
		真鍋 賢二君	
		松田 岩夫君	
		水島 裕君	
		宮崎 秀樹君	
		森田 次夫君	
		森山 裕君	
		柳川 覺治君	
		山崎 正昭君	
		山下 善彦君	
		吉村剛太郎君	
		脇 雅史君	
		浅尾慶一郎君	
		今井 澄君	
		海野 徹君	
		江本 孟紀君	
		勝木 健司君	
		木俣 佳丈君	
		久保 亘君	
		小宮山洋子君	
		佐藤 泰介君	
		櫻井 充君	
		谷林 正昭君	
		寺崎 昭久君	
		直嶋 正行君	
		広中和歌子君	
		藤井 俊男君	
		本田 良一君	
		円より子君	
		本岡 昭次君	
		柳田 稔君	
		薬科 満治君	
		魚住裕一郎君	
		大森 礼子君	
		沢たまき君	
		統 訓弘君	
		浜田卓二郎君	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となるため、第三十二号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五八四四五 二番区虎ノ門二丁目 東京郵政四番区虎ノ門二丁目 財務省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 送料 二〇〇円 (別)